

速記録

令和元年度 淀川水系流域委員会地域委員会

日 時 令和元年12月20日(金)

午後3時00分 開会

午後5時42分 閉会

場 所 大阪合同庁舎第1号館(近畿地方整備局)

第1別館 304号室

[午後3時00分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

それでは、定刻となりましたので、これより令和元年度淀川水系流域委員会地域委員会第1回を開催させていただきます。私は事務局の近畿地方整備局 河川計画課の森田です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のご出席の委員でございますけれども、小川委員が10分ほどおくれるというふうにお聞きしております。上田耕二委員がご欠席ということで、全委員10名中9名がご出席ということで定足数に達しております。委員会として成立しておりますことをご報告させていただきます。

議事に入ります前に、お手元の配布資料リストに記載しております資料についてご確認をお願いいたします。資料は11点ございます。不足資料等がございましたら事務局までお申しつけください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。発言の記録につきましては、会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご注意ください。

一般傍聴者からのご意見につきましては、委員会の後半でお伺いする時間を設けてございます。また、近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますのでご活用ください。携帯電話等につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の使用はお控え願います。また、会議の秩序を乱す行為または妨げとなる行為はないようお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為等があった場合には、傍聴をお断りしたり退室をお願いしたりする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事に入ります前に今年度初めての委員会でございますので、こちらの事務局メンバーのほうの自己紹介をさせていただきます。右の琵琶湖のほうから願います。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 堀田）

琵琶湖河川事務所長の堀田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 佐久間）

河川部 広域水管理官の佐久間です。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 山本）

河川部 河川調査官の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長 橋爪）
河川計画課の橋爪でございます。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 犬丸）
淀川河川事務所の犬丸と申します。副所長をしております。本日は三戸の代理ということで出席させていただきました。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 成宮）
淀川ダム統合管理事務所長の成宮でございます。いつもお世話になりありがとうございます。
- 河川管理者（水資源機構 琵琶湖開発総合管理所 所長 門田）
水資源機構 琵琶湖開発総合管理所長の門田と申します。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（水資源機構 関西・吉野川支社 副支社長 東出）
水資源機構 関西・吉野川支社の副支社長の東出です。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 事務所長 田中）
木津川上流河川事務所長の田中でございます。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 事務所長 松田）
大戸川ダム工事事務所長の松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所 事務所長 井樋）
猪名川河川事務所長の井樋と申します。きょうは、よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境部 課長 藤井）
河川部河川環境課長の藤井でございます。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川管理課 課長 冠）
河川部河川管理課長の冠と申します。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課 課長 下原）
河川部水政課長の下原です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 河川管理者（兵庫県県土整備部 土木局総合治水課 勝野課長代理 河野）
兵庫県総合治水課勝野課長代理の河野と申します。よろしくお願いいたします。
- 河川管理者（滋賀県土木交通部 流域政策局 副局長(兼)広域河川政策室長 伊吹）
滋賀県流域政策局の伊吹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 河川管理者（大阪府都市整備部 河川室河川整備課 美馬課長代理 関本）
大阪府都市整備部河川室美馬の代理の関本です。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（京都府建設交通部 谷川理事代理 高野）

京都府建設交通部谷川の代理で出席させていただいております高野と申します。よろしくをお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

それでは、議事に移らせていただきます。中谷委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

（淀川本川・宇治川・瀬田川・野洲川）

○中谷委員長

それでは、始めさせていただきます。委員の皆様、ご出席ありがとうございます。また、事務局の皆様もお疲れさまです。

それでは、1回目の流域委員会地域委員会をこれから始めさせていただきます。先ほど配っていただいている資料の紹介がありましたが、まずは資料-1について事務局のほうから進め方についての説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長 橋爪）

事務局から右肩に資料-1と書かれた進め方についてご説明をさせていただきます。

まずは、これまでの経過でございます。皆様、よくご承知かと思えますけれども、これまで淀川水系の河川を3つにグループ分けしまして、3年ごとにローテーションで進捗点検を行ってきたというところがございます。これまで2巡終了しまして、今年度から3巡目というところで進捗点検をしていきたいと思っております。

具体的には資料に書かれております四角の中に書いてありますけれども、まず、今年度、これから進捗点検のご意見をいただくのは、淀川・宇治川・瀬田川・野洲川というところで今年度進捗点検を行っていきたいと考えております。来年のR2年度以降につきましては、R2年度が桂川・猪名川、R3年度につきましては木津川の上下流ということで3巡目の進捗点検をしていきたいと考えてございます。

進捗点検の対象の期間でございます。資料の真ん中あたりに書かせていただいておりますけれども、近3カ年ということで、前回の進捗点検後の3年間ということで、具体的には今回の淀川・宇治川・瀬田川・野洲川につきましては、平成28・29・30年の3カ年の進捗状況について進捗点検をお願いしたいというふうに思っております。

進め方については以上でございます。

○中谷委員長

ありがとうございました。

今ほど説明がありましたように、水系の川を3つに分けてローテーションで点検をしているということになっています。今回は、淀川・宇治川・瀬田川・野洲川について平成28年度から30年度に実施された事業の点検についてということになっておりますので、委員の皆さんはそういう進め方になっているのに特段ご意見等はないと思いますので、次へ進めさせていただきます。

それでは、実際の事業の点検なのですが、まず配っていただいている資料-2-1の社会情勢の変化等についての説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

それでは、事務局のほうより資料説明をさせていただきます。

資料は右肩に資料-2-1と書いておる資料をご覧ください。こちらをめくっていただきますと目次をつけてございます。まず、1つ目が「近年における『社会情勢の変化・地域の状況』」、それと2つ目としまして、それを踏まえた「今後の河川整備の新たな視点」につつまして取りまとめてございます。

資料をめくっていただきまして3ページをご覧ください。こちらでは、まず社会情勢の変化ということで、近年の雨の降り方の変化について気象庁の資料を引用してございます。ここではグラフを2つつけておりますけれども、グラフの左側のほうが全国のアメダスで1時間に50mm以上の雨が降った年間の発生回数。右のほうが1時間に80mmの雨が降った年間の発生回数をつけたものでございます。アメダスは、現在では1,300カ所に設置されておりますけれども、1975年当時は800カ所ぐらいしかなかったということで、その観測地点を1カ所当たりに換算をしまして、それに1,300を掛けて同じ指標の上で評価をしたというものがこのグラフになってございます。

見ていただきますと赤い線を引いておりますけれども、まず50mmのほうから見てみますと、統計期間のうちに発生回数が1.4倍に増えてきているという状況になっております。80mmのほうを見ていただきますと、最初の10年間と比較をしまして1.6倍に増えてきているというようなことで、近年短時間に強い雨が降る回数が増えてきているというようなことが見受けられるというふうに考えてございます。

次の4ページをご覧ください。こちらは、昨年平成30年の台風21号による高潮の状況をまとめたものでございます。ご承知のとおりかと思いますが、左の濃い青が目立つような

図面をつけておりますけれども、大阪市内につきましては0 m地帯が多いということで、潮位の上昇に伴って浸水を防ぐために、まず淀川本川のほうにつきましては、オレンジ色の丸をつけた箇所、伝法大橋、阪神のなんば線の橋梁、それと国道2号の淀川大橋のところの左右岸にそれぞれ陸閘を設けておりまして、堤防の高さを補うように閉め切って浸水を防ぐことを行っております。

その下、安治川水門、尻無川水門、木津川水門と書いてありますが、赤い丸をつけたところにつきましては、大阪府さんが管理をされております水門、これをもって潮位による浸水を防ぐということをされてございます。平成30年の台風21号のときには、大阪湾で過去最高潮位を記録するような台風だったわけでございますけれども、この水門を閉めたこと、それと陸閘を閉めておったと。あと、それによりまして上がった水位につきましては、毛馬の排水機場のほうから排水をしたということで、大阪市内の浸水被害を防ぐことができたと考えております。

4ページの右下のほうに小さく図面、横断図をつけておりますけれども、陸閘の敷高を21cmほど河川の水位が上回るようなことがございましたが、陸閘を閉めておったことで堤内地に浸水することは防げたという状況でございます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。こちらは平成29年の10月に発生しました台風21号のときですけれども、このときにも天ヶ瀬ダムが洪水調節を行ったということに伴いまして、上流の瀬田川洗堰のほうではゲートを全て閉める全閉操作というものを行ってございます。全閉操作につきましては、その前の平成25年の台風18号のときにも行ってございまして、平成25年以来4年ぶりにまた全閉操作を行ったというのが平成29年でございました。その平成25年の全閉操作というのは、実はその前は41年前しかなかったわけで、41年ぶりに全閉操作を行ってから4年後にまたすぐに全閉操作を行わないといけなくなったということで、ここでご紹介をさせていただいております。

6ページのほうでは、その事業の進捗状況についてご説明をしております。宇治川の塔の島地区ですけれども、昭和56年からずっと改修事業を行ってまいりまして、河道の断面を掘り下げたり、護岸を緩傾斜にするといった改修を進めてきておりましたが、平成30年度をもちましてこの改修が完了したということでございます。この完了したことによりまして、宇治地点では1,500m³/sという流下能力を確保することができまして、これは現在の河川整備計画の目標としております昭和28年の台風13号を安全に流すことが可能となるというものでございます。

続きまして、次の7ページ目、こちら事業の進捗ということでご紹介をさせていただいておりますが、淀川本川の河口部にあります阪神電鉄のなんば線の淀川橋梁の架け替えでございます。こちら平成12年に事業化をされてございましたが、これまで関係機関との調整をずっと続けてまいりまして、平成30年度に工事に着工することができるようになりました。この工事につきましては、ここの阪神のなんば線の橋梁については図面にもつけておりますように右下のところに描いておりますが、まず橋梁の高さが低いということで、先ほどもご紹介をしました堤防の部分を一部切り欠いております。高さが低い部分につきましては、陸閘を閉めて補うということを行っております。改修をすることで橋梁が7m高い位置に架け替えることとなります。それだけではなくて、この左上の写真を見ていただいてもわかりますように、かなり橋梁の橋脚の数が多くなってございまして、今39本ございます。それによって河川の水位がせき上げられてしまうわけですが、改修後には10本に減らすことによって、そのせき上げの影響についても軽減していこうということで陸閘も不要になるということと、河川の水位のせき上げが減るという効果が期待されているところでございます。

続きまして、8ページ目のほう。こちらでは河川利用の部分のご紹介でございます。琵琶湖に流入します野洲川の河口で行っている事業でございます。守山市と国の連携した事業で、ここでは守山市が主催しております、いかだ下りのゴール地点になっている場所でございます。写真の左下を見ていただきますと高水敷に草が生えてしまって、また高水敷から低水路に下りる部分もかなり落差が生じてしまっていたと。それを低水路から高水敷に上がりやすくするための緩傾斜の護岸を整備したのが、その一番右下の写真でございます。こういった緩傾斜にすることで、上流からいかだで下ってきたものを揚げやすくすると。それとあわせて高水敷につきましても守山市で公園整備をされてございまして、いわゆる川でなければできない利用を促進するといった取り組みをここで進めてきたところでございます。

続きまして、9ページ目。こちら琵琶湖河川事務所管内の野洲川ですけれども、琵琶湖の周りをぐるっと自転車で回るピワイチというのが、最近かなり利用者が多くなってございます。その琵琶湖の周りを回っていく自転車の利用者を野洲川に呼び込むことができないかということをごここでは取り組んだ事例でございます。左下の図面のところで「『ピワイチ』よりみちコース構築」と書いた図面があると思います。琵琶湖の南から北を向いて走ってきた自転車が、そのまま野洲川の左岸側の天端に入っていこうとすると、この湖

岸道路を横断しないとイケない。それが危険だということで、この橋梁の下をアンダーパスにしてくるっと回るような形で川の上流を向いて進んでいけるような坂路の整備を行ったところがございます。真ん中の一番下のところに坂路を整備した後の写真をつけてございますけれども、くるっと下りていって、この橋の下を通過して左岸側の堤防の天端に上がっていけると。こういったことで、ビワイチで通過をしていくサイクリストを野洲川に呼び込むことによって、野洲川沿川の地域活性化に寄与できればということを考えているところがございます。

また、野洲川につきましては、左上に図面をつけておりますが、この青い線が野洲川ですけれども、この野洲川沿いに上っていくと上流にある近江鉄道という鉄道もございまして、そこでは電車の中に自転車を持ち込むことができるということで、近江鉄道に乗れば、例えば水口から信楽に行ったりとか、米原にそのまま行って、かなり行動範囲が広がるということも期待をされているところがございます。

ちなみに右下につけておりますように、今年の10月には国交省が指定しますナショナルサイクルルートにこのビワイチも選ばれたというところがございます。

10ページ目をご覧ください。こちらは環境でございます。淀川の下流部でイタセンパラを復活させる取り組みを進めてきてございます。グラフを左上につけておりますが、淀川下流域におけるイタセンパラの経年変化で、横軸に年をとって、縦軸に確認した個数をとっておりますが、平成18年から21年までの間の4年間、生息が確認できなかったということがありまして、その後「再導入」と書いておりますが、イタセンパラを放流してあります。それに加えて写真の右下にありますようなイタセンパラ協議会による密漁防止のための巡視ですとか、あとは特定外来生物でありますヌートリアの駆除などもあわせて行うことでイタセンパラが生息しやすい環境を整えてきて、結果として平成30年には2万匹を超える個体数を確認できるまでになってきているということがございます。

続きまして、11ページ目。こちらは河川協力団体のご紹介でございます。河川の工事や維持を民間の力によってお手伝いをしていただくということで、河川協力団体制度といったものが創設されてございます。表につけておりますのは淀川河川事務所、琵琶湖河川事務所管内の河川協力団体の指定状況でございます。この活動をされている団体の主な取り組みといたしましては、例えば清掃活動ですとか外来種の除去、環境学習といったことに取り組んでいただいているということで、確実に増えていっている状況にあるのではないかと考えてございます。

続きまして、12ページ目以降は「今後の河川整備の新たな視点」についてご説明をさせていただきます。

13ページをご覧ください。ちょっと小さい字で申しわけございませんけれども、ここでは、今年の10月に国交省が設置をしました技術検討会の提言についての概要をまとめた資料になってございます。気候変動を踏まえた治水計画のあり方をどういったことに気をつけていけばいいかということについて検討が進められてございまして、その提言が今年の10月に出たところでございます。

気候変動につきましては、皆さんご承知のとおりかと思いますが、気候変動が今後進むことによって、例えば2℃気温が上昇した場合には、日本のこの近畿のあたりでは降雨量が1.1倍に増えるということの想定がされております。それが黄色い枠の「将来降雨の変化」という中のさらに小さい表で、「暫定値」と赤い字で書いた下の表のところでございます。2℃上昇、RCP 2.6といった地域区分のところにつきましては1.1倍、仮に4℃上昇する場合には1.2倍に増えることもここで想定されてございます。

そういったことを踏まえて、下の赤い枠のところでございますが、治水計画の考え方のところの下です、中に幾つか書いてございます。まず、治水計画の見直しといたしましては、この2℃上昇が起こるということを前提に治水計画の目標流量に反映して、それに対する整備メニューを充実させていく必要があると。また、さらに治水安全度を確保していくために河川整備の速度を加速化していくべきではないかといったことがこの提言の中に盛り込まれているところでございます。

14ページでは、ダムの洪水調節機能とダムにかかわる情報の充実についての提言の内容をつけてございます。ここでは平成30年、昨年西日本豪雨を踏まえまして検討を進めてきて、その後出された提言の内容をここに挙げております。左上の青い枠の中ですけれども、異常豪雨によりましてダムの洪水調節容量を使い切ってしまうと、洪水調節ができない状態になってしまうといったこととか、ダムの操作にかかわる情報が住民の避難行動につながっていないということが主な論点になってございます。

それに対して対策の基本方針の中に書いておりますように、ハードとソフトの一体的な推進ですとか、ダムの下流河川とダム上流の土砂対策、利水容量の治水への活用など、そういった連携した対策が必要と。そのほか③番目としましてダムの操作や防災情報と、その意味を関係者で共有し避難行動につなげるといったことが対策方針として挙げられてございます。

具体的に今回進捗点検の対象になっております天ヶ瀬ダムのほうで取り組んでいる内容を「直ちに対応」のところで写真もつけてご紹介しております。写真をつけておりますのが一番下の左から「継続的な堆砂土砂の撤去」ということで、貯水池内の土砂を継続的に除去していくということ。あと宇治市の自主防災研修に参加をして、ダムの情報についてのご説明をさせていただく。また、③のところでは住民の方が参加をされます防災訓練に出かけて行って、そういったところでもご説明をさせていただく。それと、水害に強い地域づくり協議会でもダムの操作についてご説明をさせていただくといったことをもう既に対応させていただいているところでございます。

続きまして15ページ、こちらはソフトの対策の内容になってございます。これまで、まるとまちごとハザードマップということで、この左上の写真につけておりますような浸水する深さを示した看板をあちこちに設置をしまりました。看板は点で場所を示すだけですが、ここでは門真市で住民の方々、自治会の方々にご協力をいただいて、この写真の青いテープが見えると思えますけれども、浸水する高さ、水位がここまで来るといったものを、建物ですとか町中にずっと青いテープを張っていくというような取り組みをさせていただいております。このあたりは淀川からもかなり離れているところでございますので、ここまで淀川の水が到達するおそれがあるといったことを認識していただく上でかなり有効的だったのではないかと考えております。

その隣が「ダム放流警報の多言語化」ということで、天ヶ瀬ダムの取り組みでございませけれども、宇治のあたりはかなり外国人の観光客の方も宿泊されているということで、そういった方々向けに英語と中国語と韓国語でも放送を平成30年から始めさせていただいているということのご紹介をさせていただいております。

続きまして16ページ、こちらは利用の観点ですけれども、大阪・関西万博の開催が決定されたということを念頭に、それに向けて舟運の魅力をさらに上げていこうというふうなことも考えてございます。現在では大阪の八軒家浜から枚方まで定期運航が開始されたところでございますけれども、さらに大阪湾の河口部に向けましても舟運の魅力を生かした取り組みが今後求められるのではないかとということで検討を進めているところでございます。

17ページ目、こちらは河川利用でございませけれども、天ヶ瀬ダムで住民の方々にもっとダムの役割を知っていただくということで、インフラツーリズムということでダムを使った観光といったことに取り組むをさせていただいているところでございます。真ん中

の赤い「天ヶ瀬ダム・高山ダム特別見学」というふうには、こういった旅行会社が企画された見学ツアーを活用しまして、ダムにたくさんの人が来ていただくような取り組みをさせていただいているところでございます。

左の図面に赤でつけておりますのが天ヶ瀬ダムの場所ですけれども、さらに下流の宇治橋のさらに下流、京阪の宇治駅の隣のところには、これから「(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園」というものが2021年の秋にオープンする予定でございまして、こういったところと天ヶ瀬ダムをつなぐことで、さらに宇治市の観光が活性化するのではないかとこのことを期待させていただいているところでございます。

18ページ目、こちらは維持管理の観点でございまして。点検内容をそのまま私どもが使うだけではなくて、広く国民の皆様にご覧いただくということで、点検した結果を公表することを平成29年度から始めたということでございまして。この「健全性の評価結果の概要」というところで、こういったように「堤防」「樋門」「水門」といった構造物ごとに、その点検した結果がどういう状況であるかということをご公表させていただいております。ここでは見方としてつけておりますけれども、緑色が要監視段階、茶色が予防保全段階、赤が措置段階ということで、青が異常のない状態です。

では、こういったことがその段階に当てはまるのかというものを左の写真のほうで紹介させていただきます。護岸の例として、淀川ではないものもちょっと写真としてつけておりますけれども、まず要監視段階というのは、この護岸の一部分に亀裂が発生しているとかいったことで、護岸の堤防を守るという機能自体には支障はないのですが変状が起きているというのが要監視段階に当たります。

その下の予防保全段階というのは、写真中央の下のほうに、ちょっと穴があいているところがわかると思いますけれども、護岸のブロック自体が欠損してしまっていて中の土砂がちょっと流れ出しているということで、このままほっておくと進行するのではないかと。進行性がある、それを予防保全的に対策することが望ましいのではないかとこの茶色の予防保全段階というふうになってございます。

措置段階というのがこの中ではなかったわけですが、例えばですけれども、この護岸のように護岸が流出してしまっていて、堤防を守るという機能自体に支障が生じているというのが措置段階というものに当てはまるということで、事例としておつけさせていただきました。

説明は以上でございまして。

○中谷委員長

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、委員の皆様から質問、ご意見等がありましたらお伺いしますが、どうぞ、どなたからでも結構でございますので発言ください。

○上田豪委員

河川協力団体の関係なんですが、全国的に見て河川管理に河川協力団体が参画する。河川管理というのは、もちろん維持管理やなしに建設も含めたいろんな川の管理なんですけれども。そういうことが大きな目的にあると思うんですけれども、全国的にはあちらこちらで市民団体、協力団体等に委託事業も出していると。それは決して民間でするよりも安くつくとかそんな話じゃなしに、市民が管理に参加するということによって川づくりに参加していくと。俺の川ということになって河川管理における市民参画が進んでいくやろうという大きな目的があると思うんです。

木津川のほうで1カ所、植生調査の管理はされていますけれども、全国的にあちらこちらで樋門の管理も含めていろいろ出ているみたいですが、今後どういう方向でされるのかということがちょっと。せつかくできた制度、この近畿でも成就させていきたいなというぐあいには思っていますので、その辺の見通し等についてお願いしたいなと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境部 課長 藤井）

河川環境課長の藤井でございます。今現在、近畿管内でも20数団体さんがありまして、淀川水系でもここに紹介させていただいているところがあると思います。今後とも公募については随時やっていきたいなと思っておりますし、地域でそういう協力団体になっていただく方々をもう少し掘り起こしていかないといけないかなとは思っております。

あわせて、当然ながら今維持管理で一部委託をしてやっていただいているところもございますけれども、今後ともそういった活動も可能な限り増やしていくことも想定していかないといけないのかなとは考えてございます。

○上田豪委員

今、河川環境課のほうで答えていただきましたけれども、川の整備も含めて河川環境だけでなく全体の問題として、どういう形でここを整備していったいいかという市民参画による検討の場を設けるとか、そんなことも必要かなとは思っています。例えば、この清掃活動は11ページに、ねや川水辺クラブが清掃活動をしていますけれども、これは川のクリーンアップということではなしに、ここの水辺をもっと身近な水辺にしていくためには

どういう植生があって、どういう構造になっていったらいいやろうなど。治水と環境をあわせ持ちながらここを整備していこうということでやっていて、ワークショップもやっています。それは公園部局のワークショップですけれども。そして、川の護岸の部分だけじゃなしに、水制の内側にある砂州、そういうところもどうしていったら身近な水辺になるやろうということでお話をしているわけです。

こういうことが、河川協力団体等が参画していく河川法の改正をベースにした市民参画の意味やと思うんですけどね。どうも、今あちらこちらの協力団体の実態を見ていると、そこでのぎやかさに市民を呼んで来て、そこで活動しているから身近になったんやと。川は現状のままで身近になったんやということが往々にして起こってしまう。河川レンジャーもそうなんですけれども、そこで活動してたら、それで身近になったんやというのではなしに、現状の川を身近になるような川にどう変えていこうかということをも市民と一緒に考えていくということが非常に大切な河川法の改正の本質的な意味でありますので、ここは押さえておいてほしいなと思うし、今後どうしていくのか、協力団体とどうあるのかということをもこの場でやはりきちっと出して行っていただきたいなというぐあいに思います。以上です。

○中谷委員長

委員の皆様、他にいかがでしょうか。ないようでしたら。

○上田豪委員

ちょっとすいません。

○中谷委員長

どうぞ。

○上田豪委員

市民参画のことを進めるという意味で僕は言ったわけですがけれども、横に小川先生もおられますけれども、淀川では環境委員会とか流域委員会とかいう形での知識人やとか、よう知ってる者の参加というのはあるんですけども、地先の市民の参加というのがなかなかないと、このことが非常に問題になってくると違うかなと。だから、それで出来上がった水辺があったとしても、一般市民やその地域の地先の人は知らないで、環境委員さんがいろいろ言ってくればって、いいワンドができたとしても「ああ、できたんやな」と、「ええもんを行政に与えていただいた」ということになって、市民参画の本質の共につくっていくということには決してなっていない、そういう部分が多いのと違うかなと思って

の意見ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中谷委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

○松本委員

松本です。最初に説明いただいた3ページ目の雨の降り方のデータなんですけれども、これは時間降水量で出されているんですけれども、最近やっぱり自分自身肌で感じていて、猪名川をちょくちょく見に行くんですが、猪名川なんかはやっぱり増水がかなり上のほうまで来る機会が、ちょっと頻度が増えてきたのかなと。これは、時間雨量ではどこら辺までこの水かさが増えてくるのかという感覚とちょっとずれるんですね。だから、別のデータ、つまりこれだけ堤防に負荷がかかるような頻度が増えますよというあたりの何かデータみたいなのはお出しになられていると思うんですけれども、そういうデータはないんでしょうか。特に河川に関しては、やっぱり1日降水量とか一定時間内の降水量が非常に増えているというのが大きいんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○中谷委員長

事務局から、現状についてわからないのでお答えいただけますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

ちょっと整理した資料というのは今持ち合わせていないんですけれども、基本的に例えば河川の計画をつくる際にも流域面積の大きさですとか、山に降った雨が川に到達するまでの時間とか、そういったもので対象とする、例えば何百mmという雨を対象とするときにも、どれぐらいの時間で降ったかというその時間というものは流域ごとに変わっているんですね。例えば、2日間で降った雨を対象にするかとか、24時間で降った雨を対象にするかといったことで、対象とする雨を観測する時間の違いもありますので、ちょっと一概に比較することはできないと思うんですけれども、それぞれの河川ごとに計画を策定する際に決めた計画降雨継続時間と言っておりますけれども、その時間内で比較をさせていただくというのは、今はないんですけれども、やり方としてはあるかと思っております。

○松本委員

だから実際どれぐらい、かなり、本当に洪水に近い状態が発生しているのかと、そういうのがわかるデータみたいなのを出していただくと、なるほどかなり最近では雨の降り方でこういう影響がやっぱり及んでいるんだなというのが実感としてわかる、データとしてわ

かるのかなと思うので。これだと確かにそうだなとは思いますが、ちょっとほかのデータもないのかなという気がしていました。以上です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、後のパートは進捗点検ということなので、今も雨量のお話が出ましたので、ちょっと私のほうから。13ページの表にある河川整備メニューの見直しとあって、その前段ではトレンドとしてこれから雨が降りますよと。今まで多くは多分、府県レベルでしたら100年を将来の目標に据えてというようなところでやっていたと思うんですが、それが1.2倍になる。そうすると、大体感覚として200年ぐらいの確率になってくるのかなというところですが、ただ、河川整備は下流からやったりとか順番があるので、なかなかこの目標を変えたといつてすぐにやりかえるということは難しいと思われます。そうすると、やっぱり減災対策やソフト対策も含めて、要は防災の力を上げていくということが大事なんだろうなというふうに思うのですが、河川整備メニューの見直しについて具体的に動き等があればご紹介いただけますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長 橋爪）

河川整備メニューの見直しということにおきましては、去年から整備計画を策定しておおむね10年ぐらいがたつということもありまして、どれぐらい治水について事業が進んできたのかというところを別途検証委員会というのを立ち上げて検証してきたところがございます。そうしたところの検証も踏まえると、大分メニューは進んできたけれども、やはり気候変動の影響で雨の影響も大きくなっているということもあって、さらに治水対策をもっと進めていくべきだということも結論として出ているところがございます。

そういったことも踏まえて、現在整備局のほうで各府県さんに今後どういった整備メニューを進めていったらいいかということのご意見を今聞いているところがございます。また、そういった意見も踏まえて、今後気候変動も踏まえてどのような整備をしていくべきかというところを検討しているというような状況でございます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。昨今、台風被害のこともあり、強靱化というところで予算も大分充実していこうという方向にはなっていると思いますし、やっぱり水系全体として安全性が高まるような手だてを工夫していただいて、さっきも言いましたけれども何もトンカチだけやっても間に合わんと思いますので、その辺は後のパートの進捗点検の中

で人と川とのつながりという項目の中で議論があると思いますけれども、そういうあたりも含めて充実していけるといいなと思っていますので、よろしくお願いします。

ちょっと今申しましたように、これから進捗点検のほうに移らせていただきたいと思っていますし、今紹介していただいたことに関して、後々それぞれ整備計画にうたわれている6つのカテゴリーのメニューがありますので、そこに関連してまたご発言、ご意見をいただければいいと思いますので次へ進めさせていただきます。

それでは、今も言いましたように整備計画の中では「人と川とのつながり」「河川環境」「治水防災」「利水」「利用」「維持管理」という6つの項目がありまして、ボリューム感とかがありますので、本日は限られた時間でもありますし、まずは「人と川とのつながり」、そして「河川環境」というところを一まとめにしてこれから説明をいただき、後は議論をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは今の2つ、「人と川とのつながり」「河川環境」について事務局から説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

資料-2-2が「人と川とのつながり」です。まず、こちらをご説明させていただきます。内容は、特に3カ年の間に取り組んだトピック的なところをかいつまんでご説明をさせていただこうと思っています。

まず、資料ですけれども1ページ目を見ていただきますと、ここでは平成28年度から平成30年度までの間に、それぞれの点検項目、観点、指標におきまして進捗があったものと、なかったものを整理してございます。ほとんど「進捗有り」なんですけれども、見ていただきますとこの7番目の小径の整備などにつきましては、今回対象となっている河川の中では進捗はなかったという状況でございます。それぞれの項目ごとにつきまして、次のページ以降に個別にシートを作成してご説明をさせていただきます。

まず最初に、4ページと5ページのところをご覧ください。4ページが河川レンジャーの充実というところが観点になってございまして、指標が河川レンジャーの在籍人数ですか交流内容（回数）といったことが指標になってございます。

4ページは、淀川河川事務所管内の河川レンジャーの状況でございまして、右上のグラフで平成19年度以降の在籍人数をつけてございます。淀川河川事務所管内では、平成30年度時点で23名の河川レンジャーの方にご活動をいただいているというところでございまして、活動回数につきましては、その下のえんじ色のグラフのように、およそ200回程度の

活動となっている状況でございます。

では、こういったことを活動しているのかといったものが左につけております。まず、青いところでマイ防災マップとかマイタイムラインの作成といったことが挙げられております。ハザードマップをベースにしまして、それぞれの自治会単位ごとで実際にハザードマップに書かれた避難所までこういったルートで歩けばいいかとか、その避難所に行くまでの間に危険な箇所はないかとか、そういったものを書き込むマイ防災マップの作成が進められているところでございます。

そのほか真ん中では「住民連携による堤防植生維持管理」と書いておりますけれども、堤防の天端の道路が見にくくならないように背丈が高くならないような雑草を植える、いわゆる草丈の低いイワダレソウに植えかえるといったことにつきましても河川レンジャーの方々にコーディネートしていただいて取り組みをさせていただいていると。

その活動の内容が右の活動分布図につけておりますように、赤いものが「川と人とのつながり」、緑色が「環境」、青が「治水」、黄色が「利用」、紫が「維持管理」といったことで、どのあたりでこういった活動をされているかといったものをまとめたものになってございます。

続きまして、5ページは琵琶湖河川事務所管内の状況でございまして、琵琶湖河川事務所管内では平成30年度時点で4名の方に活動をいただいております。活動回数につきましては右下のグラフに描いておりますように年間40回弱程度のご活動をしていただいているところです。

内容につきましては、野洲川におきましては、左に写真をつけておりますが、野洲川の河口部でヨシ帯を再生する事業を行ってございまして、再生しようとしているヨシ帯がちゃんと根づいているかといったことにつきまして、その面積などのモニタリング調査をしていただくものを河川レンジャーの方に仲介いただきまして、地元の中学校の方にもご協力いただいております。

そのほか、例えば右の写真につけておりますところでは、地域の方の意見の掘り起こしということで、昔の川の写真をあちこちに行ってかき集めてきて、その写真を展示して、その写真を見ながら川に関する意見を聴取するといったようなことも取り組んでいただいているということでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらは、観点が情報発信の充実ということで、最近ではSNSを活用した情報発信についても取り組みを始めたところでございます。左の

ほうからいきますと、「動画を用いた伝わる広報」と書いてありますが、淀川河川事務所、琵琶湖河川事務所ともにYouTubeに公式チャンネルを開設いたしております。ここでは、例えば洪水時の河川の状況を、いわゆるタイムラプスカメラで録画をしまして、平常時の水位の低い状態から高い状態までどのように川の様子が変わっていくかといったことですか、例えば琵琶湖河川事務所のほうでは天ヶ瀬ダム再開発の工事の進捗状況を同じくビデオで取りまとめて、ふだん現場に行っただけでは見られないようなことを動画でご説明するという取り組みをさせていただいています。

右のほうを見ていただきますと、「VR技術を活用した浸水情報の発信」と書いておりますが、このVRツールというところにありますように、こういったゴーグルをつけることで仮想の状況をつくり出すと。例えば、ヘリコプターに乗った状況で流域を見るような仮想体験をしていただいて、その流域を見ていただいた上で浸水想定区域を表示させると、どこが浸かるのかといったことが、よりわかりやすいのではないかとということで、こういったツールも開発をして、そういった浸水想定区域の説明などに活用させていただいているということもしております。

続きまして、その下の8ページをご覧ください。ここでは、住民の方に関心を持ってもらうための取り組みをご紹介します。

左のほうでは「広報施設における企画展示」ということで、淀川河川事務所では定期的に企画展示を行っております。平成28年には昭和28年台風13号に関する展示を行っており、平成29年には大正6年に淀川本川の右岸側で堤防が決壊した大塚切れというものがちょうど100年を迎えましたので、その大塚切れに関する企画展示をさせていただいたということでございます。平成30年度につきましては、明治150年というのをあちこちでお目にされたかと思えますけれども、それにちなみまして「淀川のはじめとこれから」というタイトルで明治時代の写真を集めてきまして、それを展示させていただいたと。特に淀川資料館だけではなくて、琵琶湖河川事務所のアクア琵琶でも展示をするということで、いわゆる連携企画ということで開催させていただいております。

そのほか、資料館に来ていただくだけではなくて、例えば船着き場のあたりでイベントがあるときには、出張資料館ということでテントを張って、そういったところでも例えば舟運に関する展示をしたり、防災に関する展示をしたりといったことも行っているというところがございます。

右のほうでは「毛馬排水機場の見学会を開始」と書いておりますが、先ほどの平成30年

の台風21号のときに毛馬排水機場が大阪市内の浸水を防いだということを、より多くの方に知っていただくということで、平成30年度より毎月住民の方々や関係者の方々を対象にした施設の見学会といったものを始めさせていただいたというところでございます。

資料をその先に進んでいただきまして、12ページをご覧ください。こちらは「破堤氾濫に備えた分かりやすい情報発信」ということで、左につけておりますように出前講座ということで、ここで小学生の方々の防災教育の際にも、大雨が降った際に例えば堤防が切れたらどこまで水が来るかといったことのご説明をさせていただいております。

右につけておりますように、平成27年には水防法が改正されまして、想定災害の雨を対象に浸水想定区域を公表するということが義務づけられておりますので、これにつきましても管内の河川について公表をしているところでございます。

また、その下に写真をつけておりますが、琵琶湖河川事務所のアクア琵琶では、こういった大型のタッチパネルを用いまして、これを使って例えば子どもさんが指さしていただいていますけれども、指さしたところの堤防が切れたときに、どこまで、どんな時間で水が到達するかといったことを動画で見ただけのようなこともさせていただいているところでございます。

続いて、14ページをご覧ください。こちらは上下流交流の促進ということで、ダムを挟んだ上流域と下流域の連携・交流を深めるということの取り組みでございます。

天ヶ瀬ダムでは、宇治の観光ボランティアガイドクラブの方々と一緒にこういった見学ハイキング・ツアーとか、平成28年にはプロジェクションマッピングなどを行ったということでございます。

また、右のほうを見ていただきますと、宇治市内の高校生の方々のアイデアをもとに、こういった「宇治魅力発見ツアー」などの開催をして、高校生の視点・アイデアを活用した天ヶ瀬ダムの利活用についても話し合いをしていただいたということを行ってございます。

人と川とのつながりにつきましては、以上でございます。

○中谷委員長

すみません、ちょっと13ページを手短にお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

失礼いたしました。資料-2-2の13ページのほうは、関係機関との連携ということで、指標は協議会等との連携内容ということになってございます。ここで挙げさせていただい

ておりますのは、水害に強い地域づくり協議会ということで、淀川でもかなり古くからやっておりますけれども、最近では水防法の中でこういった自治体と情報共有をする減災協議会といったものを設置することが義務づけられておりますので、その観点で協議会を開催した内容についてここに書いてございます。

淀川管内につきましても、極力出水期前にこの協議会を開催するようにしておりまして、平成30年度には首長会議を2回、行政ワーキング2回とか書いておりますけれども、こういった会議を開催してそれぞれの市町村の取り組み内容を発表していただいて、それを水平展開するといったことを目的に会議を行っているところでございます。

同様に右のほうでは、野洲川と瀬田川でそれぞれ開催しております地域安全協議会の開催状況についてご紹介をしているところでございます。ここには、国と市町村だけではなくて、県にも参画いただいて意見交換をさせていただいているというところでございます。

では、続きまして「環境」の資料-2-3のほうをご説明させていただきます。最初に5ページ、6ページのところをご覧ください。

こちらでは観点が「外来種対策の実施」で、指標が「外来種の現状把握と対策内容」ということで、5ページが淀川河川事務所管内の対策内容になっております。右の上のほうに実施内容と書いてありますが、昆虫では特に宇治川の東高瀬川の上流のあたりでアルゼンチンアリが確認されているということで、ベイト剤をまいてその除去を行っているということでございます。そのアルゼンチンアリの確認状況につきましては、シートの下の方、右に平成27年度と30年度のアルゼンチンアリの捕獲数といったものを図化したものを添付してございます。ご覧いただきますと、緑が捕獲なしということで、オレンジ色の部分がだんだん減って行って黄色になったりとか緑色に変わっているということで、駆除できているのではないかと考えているところでございます。

そのほか植物につきましては、オオバナミズキンバイの除去を行っておりますし、また点野ワンドとか鳥飼ワンドのほうでは、ナガエツルノゲイトウの駆除を行っているところでございます。

外来魚につきましても城北ワンドのほうで駆除作業を行っておりまして、その結果につきましては先ほどのアルゼンチンアリのすぐ左に平成25年度以降のブルーギルとオオクチバスの駆除数ですけれども、それをグラフとしてつけてございます。

次の6ページでは、琵琶湖河川事務所管内の取り組みの状況でございまして、ここでは主に水草のオオバナミズキンバイとかナガエツルノゲイトウの駆除についてのご紹介でござ

ございます。琵琶湖のほうから流れてきた外来水草が瀬田川でもかなり確認をされてございましたので、その駆除をここに書いておりますようにIVUSA、これはNPOの国際学生ボランティア協会の方々ですけれども、そういった大学生の方々がボランティアで琵琶湖の水草の駆除をされていると。その活動範囲を瀬田川のほうにも広げていただいて、学生さん方と私ども職員と一緒に水草の駆除を行っているということを平成28年度から取り組み始めたというところでございます。

右に写真をつけておりますように、学識経験者の方による駆除方法、こういった時期に取ればいいのかとか、その取る際の注意点は何かといったことも勉強を行って、その後、実際に現場に出て駆除をするといったことを行っております。

左の下のほうに戻りますけれども、平成29年には河川愛護に功勞をしていただいているということで、IVUSAの方々に対して表彰をさせていただいたというところでございます。

駆除数量につきましては、右下のほうに棒グラフでつけているとおりでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。11ページが淀川の鶴殿のヨシ原の保全の内容、12ページが野洲川の河口のヨシ原の保全内容になってございます。

11ページのほうでは、鶴殿地区の冠水頻度を高めるために河川敷の切り下げを行いました、ヨシが水に浸かりやすいような工夫をしてヨシ原の再生を行っているというところでございます。環境委員会の指導・助言も得ながら行っているところでございまして、結果の部分にヨシ群落、オギ群落の面積の割合をつけてございますけれども、緑色の部分がヨシ群落ですが、平成14年の切り下げ前と比較をしまして、近年に比べると約2.9倍ほど面積が増えているということを確認してございます。

12ページは、先ほどもちょっとありましたけれども野洲川の河口部のヨシ帯の再生に関する整備ということでございます。左の整備前と書いた写真のところをご覧くださいますと、矢板護岸でかなり切り立っているような状況で、河川の横断方向の連続性が確保できていないということもあって、これを改善するためにこの部分にヨシ帯の整備を行っております。

右に実施内容をつけておりますが、施工直後と5年後、施工前と6年後というふうに写真がありますが、こういったものを比較していただきますとわかりますように、ヨシ帯がかなり年々拡大してきているといったことがご覧いただけるかと思えます。

続きまして、13ページ、14ページ。こちらは、川本来のダイナミズムの再生ということで、水位変動リズム回復のための流況・位況の改善です。

13ページ目が淀川大堰における改善内容となっております。左に航空写真をつけておりますが、淀川本川と大川のほうではかなり水位の差が生じてございます。この水位差が大きくなってくるとアユが遡上していくことができないということで、この水位差をできるだけ小さくしようという取り組みを行っております。

右上のグラフを見ていただきますと、横軸に4月1日から5月31日までの日付をとっておりまして、縦軸が淀川本川と大川の水位をつけております。赤い線が大川の水位でございまして、これは潮位に影響されますので、かなり振幅が大きいと。一方で青い線が淀川大堰の湛水区間の水位でございまして、この大潮の部分で赤い棒をつけておりますが、大潮で潮位が高いときに淀川大堰上流区間の水位を下げてやることで、この落差を小さくすると。それによってアユなどが遡上しやすくなるのではないかとということで、その遡上可能時間がどれくらい増えてきたかというのを結果のところではグラフをつけておるという状況でございます。

それと、14ページ目のほうは琵琶湖の水位に関する水位操作の改善内容についてのご紹介でございます。琵琶湖でも右のグラフにありますように、赤い線が、これを上回らないように管理をしている、目標としている水位です。例えば、平成28年のところを見ていただきますと、4月1日から7月1日まで横軸にとっておりまして、縦軸は琵琶湖の水位です。4月1日から6月15日まではプラス30cmを上回らないようにしていると。出水期に備えまして6月16日以降はマイナス20cmに下げている。この30cmからマイナス20cmまで下げていくときに、ちょうどコイ科魚類の産卵時期と重なりますので、下げていく途中で例えばコイ科魚類が卵を産むと水位を下げてしまうことによって、草に産みつけられた卵が干からびてしまうということを何とか防いでいこうということの取り組みを試行的に行っているということでございます。雨が降った際に、できるだけその水位をキープしてやって、卵がかえった後に水位を下げていくということの取り組みを行っております。

平成28年から平成30年までをつけておりますけれども、ところどころくっと上がっている、雨を上から棒グラフで表現しておりますが、雨が降った後に水位が上がったときに魚が卵を産みつけることがわかっておりますので、その後3日、4日程度キープをするという取り組みをしております。

前回の委員会のときにも、かなり雨が降るとこの試行操作ができないということのご紹介をさせていただきましたが、この3カ年につきましては6月の前半の時期とか5月の後半の時期に、それほど大きな雨がありませんでしたので、この試行操作がうまくいっ

たのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、17ページ目をご覧ください。ここでは琵琶湖の南湖の再生プロジェクトの取り組み内容についてご紹介をしております。

琵琶湖南湖の再生につきましては、平成16年以降、琵琶湖・淀川流域圏の再生というふうな大きな目標を立てて国交省のみならず、水産庁、滋賀県さん、あと大津市など沿川の市町と、あと水資源機構さんによる取り組みをずっと継続してやってきているところです。最近は特に南湖再生ワーキングというものではなくて「流域企画ワーキング」という名前でその情報共有を図っておるところでございます。左のほうにつけております、例えば、瀬田川の水草の繁茂状況ですとか水草の対策状況、あと南湖湖底の改善事業ですとかセタシジミの漁獲量などについて情報共有を行っているということでございます。

滋賀県さんからは、南湖湖底改善事業でシジミの稚貝を放流したりとか、水草が大量に繁茂していることの対策を行っていただいておりますけれども、実際に流れ藻などによってシジミ漁の再開には至っていないということをご紹介いただいているというところがございます。

環境につきましの説明は、以上でございます。

○中谷委員長

ありがとうございました。すみません、10ページのところをちょっとお願いできますでしょうか。それと、10ページの中ほどにあります71日水位とか22日水位、年最小とかは書いてもらっていますけれども、要は何日程度その辺がどうかというようなところも、わかればあわせてお願いしたいです。今、データがなければもう結構ですし、すみませんが10ページをちょっとお願いできませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

10ページにつきましては、今、淀川の河川整備計画の中ではワンドを倍増していこうということを目標にしておりまして、右側のところにありますように実施方針、現在51個あるワンドを10年間で90個以上にしようということを目標に整備を進めてきたところがございます。

この左につけております図は、淀川本川の右岸側の芥川との合流点付近でのワンドの整備の状況でございます。平成22年度から27年度にかけて、ここに挙げておりますような9号まで、それぞれのワンドを整備しているというところがございます。そのワンドの整備のイメージが右上の、先ほど委員長のご指摘があったこの横断図の部分で、同じよう

な均一の水深にならないように幾つかの変化を持たせるようにということで、深さを変えて整備をしているという状況でございます。

ちょっと、先ほどご質問のありました何日ぐらいで完成するかということにつきまして、ちょっと今資料を持ってございませぬので、説明についてはできませんがご容赦いただきたいと思っております。

○中谷委員長

川で言う豊平低渇（ほうへいていかつ）的な感じで言うと、どれぐらい使っていてどうや的なのが。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 犬丸）

ちょっと調べますので。

○中谷委員長

いえいえ、それはまた。どうもありがとうございました。

そしたら、今「人と川とのつながり」「河川環境」について説明をいただきました。これに関して委員の皆様から質問、ご意見等を伺います。ご質問等がありましたらどうぞ。

○小川委員

失礼します、小川です。今、委員長のほうからご質問のあった22日水位、71日水位というのをちょっとご説明させていただきます。

先ほど事務局のほうからご説明がありましたように、淀川ではワンド倍増計画というものに従って、目標90個にもうほぼ近づいてくるくらいワンド再生がされていまして、イタセンパラが最近外来魚駆除の効果が出て数が増えてきているという報告もありましたが、城北の下流に行くほど冠水頻度が非常に低いんですね。今、資料の10ページの唐崎というのは、ちょうど枚方から少し下流ですので、水位の変化が城北に比べたらかなりあるわけです。そこで1年間で22日水がかぶる水位がこの資料の点線のところなんです。だから、その下の低い位置にあるのは1年間に71日水がかぶると。こういう水陸移行帯と言いますか、1年間のうちに水がかぶったり干上がったりと、こういう環境が昔の淀川にはたくさんあったんですが、それが川の安定化とか低水路の深掘れみたいなことで二極化が進みましてこういう環境が減っておりますので、それを再生しようという取り組みでこういう唐崎地区にはワンドを再生していただいた。

ただ、思ったよりもちょっと攪乱が小さくて、まあまあ環境とはそんなものだと思います。頭で考えたとおりににはなかなかいっていないというところもあります。

○中谷委員長

ありがとうございました。ほかに委員の皆様、どうぞ。

○松本委員

同じ箇所なんですけれども、私は先ほど申し上げたように猪名川流域。猪名川流域は河道が狭いのでワンドを再生できるようなところはほとんどないですけれども、一部やっっているんですね。それを時々見に行くんですけれども、ほぼ埋まってしまっている。当初の予定はどういうふうを考えられていたのかわからないんですけれども、本当にこんなところに掘ってどれぐらい効果があるんだろうと思いつつ見ていたら、やっぱり全然そこは埋まってしまっているというようなことがよくあるんですね。これって本当に税金の無駄遣いをしていないかなとちょっと思ってしまうような場所もあって、それはそれでいろんな別の場所にまた掘れたりして、いろんな形状ができたりしておもしろいことはあるんですけれども。

ワンドを掘るときの綿密な科学的データ、つまり、ここら辺に掘るとこういうふうにも増水時に形状が崩れなくて長期的に維持できるとか、そういった計算みたいなのはどれぐらい立てられてされているんだろうかというのは時々思うのですが、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 犬丸）

私からお答えさせていただきます。ワンドを計画する際には、やはり流量が増えていくと流れが直接当たるかとか、そういうことはちゃんとシミュレーションをして計画を立てております。また、どうしてもここは水当たりがあるとか、維持がされないだろうというところであれば頑丈に囲ってやるか、ちょっとずらせてやるか、そういうことは考えながらはやっております。

ただ、出水のときにどうしても土砂の量とか、そういうのが計算できないところもございますので埋もれたりということはあるかなと思うんですけれども、このあたりはまた維持されているというところがございます。

○中谷委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか、松本委員。

○松本委員

はい。

○中谷委員長

いいことはないかもしれませんが、すみませんが、あと、ご発言の際に事業の進捗点検

ということになりますと、猪名川はまた次のクールに入りますので、またそこはそのパートで十分やっていただいたら。もちろん関係してどうやったという関連を聞くとか、それはもう全然オーケーなんですけれども、すみませんがよろしくお願いします。

須川委員、どうぞ。

○須川委員

外来種の3ページとか、それからあとイタセンパラというのは、どっちかという希少種の保全と幾つも課題を淀川流域は抱えておられて、いつも気になっているのは外来種の全貌がどうなっていて、その中でどういう問題を実際に解決している、あるいは取り組んでいる、うまくいっているのもあれば、うまくいっていないのもある、その整理がいつも気になります。事業をされていることはわかるんですけども、全体としての外来種、どれだけ問題があって、その中のどの部分をどう優先順位をつけてやっているのかというのが何か見えにくい。それは、生物多様性のほうもやっぱり同じ問題を感じるわけです。

府県に関して、私は京都府の例えばレッドデータブックも、それから外来種のリスティングもやっておりますし公開をしております。その中にはもちろん、きょう淀川でやっている種類も全部対象種になっているわけですね。それから、実際にここでアルゼンチンアザミなんかの状況のように、やっぱり京都市さんなんかとすごく連携しないとやっていけない部分もあるわけです。

だから、一番いいのは淀川河川敷で外来種、いわゆるブラックリストというか、こういうのがあって、その中のこの事業をやっているんだということを明らかにすることなんですけれども。そうしないとしても、少なくとも大阪府とか京都府はそういうリストをどっちも明らかにしておりますので、希少種もそうだし保全もそうだし、外来種もそうだし、その中で淀川管内でこういうことをやっているんだという何か位置づけがあると、やっている事業が分子とすれば分母の部分がはっきりして、こういうことを重点的にやっておられるんだなというのは可視化される、見えるんじゃないかという気がします。ちょっと包括的な意見ですけども。

○中谷委員長

今のご意見は、例えば進捗点検の際の指標として、もう少し具体的にこれこれの種があってどうかということも明らかにしつつ結果を出すということですか。

○須川委員

多分、重点的にやっておられることはわかるんですけども、非常に課題がたくさんあ

る中で、これを優先的にやって、成果のあるものを特に紹介していただいたんだと思うんですけども。ただ、課題はものすごく多いわけで、それは単にいろんな河川レンジャーさんの取り組みなんかで普及啓発とか、そういう部分で終わるものもたくさんあると思うので、ちょっとそこら辺はどういうふうにつなげていくかわからないんですけども。やっている事業だけの紹介じゃなくて、もうちょっとバックグラウンドを位置づける形の方角性があるといいなと思っているという意見です。

○中谷委員長

ありがとうございます。例えば、淀川ですと環境委員会とか何かそういう取り組みもあるんですよ。そういう中で多分議論されてはと思うんですけども。その辺と今のこの資料のリンクぐあいと言うんですかね、そこら辺のお話なんですか。

○須川委員

環境委員会というのがあるわけですけども、私は詳細を知りませんが、やっぱり淀川のこの河川敷のレッドデータブックに当たるものをつくって、その中で事業としてこういうことをやっているんだという位置づけになってくる。それがその中とリンクしているんだというのがあれば、それはそれで多様性に係る事業をしているんだと。希少種はこう守っているし、それから外来種についてはこれだけ対応している。大きい重点としては、きょう紹介があったようなことをしているんだという、そういう流れでわかると思うんですね。だから、そのところを何かなしでやりますと、何か重点的なことだけを紹介して終わってしまうというのがちょっといつも納得いかない、そういう意見です。

○中谷委員長

今の須川委員からのご指摘も踏まえて、またデータとしては多分いろいろと幅広く取り組んでおられると思うので、結果の出し方の工夫と言いますか、どうでしょう、その辺はまたコメントがありましたら。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 犬丸）

今おっしゃられた全川で外来種の状態というのは、我々は環境委員会のほうの協力を得てやっているところでございます。また、どういうものを守るべきかというのもきちんとあるんですけども、この中で当然外来種、この区域についてのこともそことリンクはしております。ただ、この背景、全体がどうなっているのかというところをちょっとお示していないということを、また今度どうやってやればいいのかというのをちょっと工夫して、わかりやすく取りまとめたいたいなと思っておりますので、お時間をください。

○中谷委員長

ありがとうございます。また、せっかくこういうお取り組みをさせていただいているので、そういう幅広いところからまた事業に直接リンクしてワンドの整備なりができていますと、こういう結果ですよというようにところをまたご紹介いただければと思いますので。

○平山委員

今のことに関して。

○中谷委員長

平山委員、どうぞ。

○平山委員

平山です。今のことにも関連すると思うんですけども、イタセンパラを保全するためにイタセンパラがどういうふうに変化しました、外来種を駆除するために外来種はこういうふうには駆除されましたという報告はあるんですけども、川の中にはいろんな生き物がいるので、特定の生物が増えたり減ったりしたことによって、ほかの種類への影響が少し気になるんです。

イタセンパラはすごく増えたという結果、そこだけを見ると大変いいことだと思うんですけども、それによる他の生物への影響と、そういうことをあわせて見る必要はないでしょうかということをお聞きさせていただきます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 犬丸）

今、我々としてはイタセンパラというのを指標種として、これが増えることで多様性がついてくると思っております。思っているという根拠は、やはり外来種を駆除した、そしてイタセンパラがいる、さらにその下にいろんな生物が多様性をもって増えているという確認はちゃんとしておりますので、そのような出し方をすればどういう影響になっているかというのがわかりやすいかと思います。

ただ、ここの限られた範囲でそういうことがわかったというだけであって、全体でどうかというのは、ちょっと我々はまだ把握はし切れていないのが正直なところでございます。

○平山委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○志藤副委員長

志藤ですけれども、もともとの整備計画のほうの文章では、ここの記載というのは啓発活動を実施するという全体像の下に「外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向け

た調整や協議を実施する」という文章がついていまして、今の須川委員とかのご意見等も含めてなんですけれども、各自治体とこういう状況といたしますか、外来種の関係についての対策状況というものを条例の制定とか、その対策に向けたデータブック等の作成とか、その普及であるとかというのが多分この整備計画に基づく内容なのかなというふうには思うんですけれども。

やっておられることそのものについては、こうやって報告していただくというのもすごく大事なことですけれども、もう一つの部分、各自治体との関係というものはどういう状況になっているのかということも一緒に出していただくと今の内容に関しても出るのではないのかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 成宮）

淀川ダム統管の成宮でございます。確かに整備計画を書かせていただいていますので大事なことだと思うんですけれども、なかなかこれは非常に難しいところでして、特にこの進捗点検というやり方の中で一定の指標を定めて進捗度合いがどうかというところを点検していただくという流れの中で、どんなお示しの仕方ができるのかというと、少し自治体の数があつて、条例の制定数だとか、そういうことがあるのかもわからないんですけれども、ちょっと個別に自治体の方とお話をしながらとか、自治体でこんなお取り組みをされていますみたいなのを事例的にご紹介するようなお話はできるのかもわからないのですけれども、ちょっと今先生がおっしゃったように整備計画の中の進捗がどうかというのは、少しちょっとどんなやり方になるのか、少し悩ませていただきたいなとは思っています。ちょっと、今そういうところで全体の定期的な点検の中では踏み込めていないというところがございます。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょうか。松岡委員、どうぞ。

○松岡委員

松岡です。12ページのヨシについてちょっとお伺いします。いろんな形で5年かけて行政はされていると思うんですけれども、基本的に滋賀県に応援してもらっているのか、河川のほう頑張っていて応援をしてもらっているのかわかりませんが。この植栽をしていく、ヨシを再生させていくモデルは滋賀県なんですか。というのは、やる方法は滋賀県が見本になっているのでしょうか、それとも国交省が独自で考えられているのでしょうか。このことをまずちょっとお聞きすること。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 堀田）

琵琶湖河川の堀田でございます。野洲川については、ここはもともと野洲川の放水路ということで新水路を掘って垂直に切り立ったような河岸の状態になっていましたので、そこは我々独自でそこに水陸移行帯をつくろうということで、近くのヨシ帯を移植してふやすという形で、独自かどうかという話でいけば、我々が計画してつくっているというようなことです。

○松岡委員

はい、わかりました。なぜこれを聞いたかということ、自然の状態、琵琶湖の状態をずっと見ている限り、2年もあったら一気に増えるんですよ。この右側の写真を見てもらったらかわるとおり、5年たってもかなり閑散としているように思われます。できたら、これはわかりませんが、各琵琶湖の周りの河川を見ていると、川の流れて逆らって湖岸から2 kmぐらいの領域にヨシがすごく繁茂しているんです。このヨシをできたら実験的にでもいいですから埋め込んでくれないかと。この川で育っているような生命力のあるヨシ帯やったら自然に逆らっても伸びるんじゃないかなと考えます。これはあくまで希望です。でも、あの増え方を見ると、多分野洲川には適応できるんじゃないかなと考えます。ご検討をいただけたらありがたいなと思います。

○中谷委員長

今、松岡委員のお話の川の上流にヨシがある。

○松岡委員

湖岸から2 km。

○中谷委員長

以上。

○中谷委員長

2 kmぐらいの領域に。

○中谷委員長

ただ見てみないと、県内の川によく生えているヨシって結構ツルヨシが多いんですよ。ここで言うヨシとちょっと種類が違うかもしれませんので。多分、今もお話があったとおり何か生育に適した地面の状態になれば、ほっておいても多分増えると思っていました。ちょっと、どういう考えでやっていただいているかというのを今の11ページですかね、事務局からお話をしてもらえるのであればお伺いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 堀田）

ここのヨシの再生ですけれども、どういうところのものを持ってきているかといいますと、12ページの左の下に完成イメージ図ということで写真がありますけれども、ここは河口のところの中洲大橋があつてという形になってはいますが、ここに昔、中州があつて、そこにヨシが生えていたというところがあつて、その中州については河川管理上というか流下能力上の関係でとっていますけれども、そのヨシを再生地のほうに移植しているという形でやっています。やるときにその基盤のほうも、図のほうに描いてはいますが、ヨシ帯基盤ということで土のほうも整備をして、そこに移植をしていると。

先ほどの左岸側のほうはうまく生えていないじゃないかという話があつて、実際なかなかここはうまく生育がいつていない部分もあるんですが、ここは波浪の影響でなかなか右岸側と比べて生育ができていないということで、写真にもちょっとありますけれども、ブロックといいますか土のうを置いて、その波浪の影響を軽減してやろうという形でモニタリングをしながら、工夫をしながら取り組んでいるというような状況でございます。

○中谷委員長

ありがとうございます。松岡委員が言つてはつたのは11ページことですね。

○松岡委員

そうです。

○中谷委員長

11ページのことに関して琵琶湖でやっているようなやり方、考えでやっているのかと。

○松岡委員

まず、その1点。というのは、琵琶湖で何か所もやっているんやけど、年を追うごとに消えていく。それがモデルやったら悲しいなと。

○中谷委員長

多分、河川事業でない事業でやっているところが減っているのではないかということではないですか。

○松岡委員

もちろん瀬田川のところも消えていますし。

○中谷委員長

瀬田川のところも減ったりしていますね。

○松岡委員

そういうのを見ると、同じモデルがあって、それを国交省がやっているんやとしたら悲しいなと思った。

○中谷委員長

国交省、今、所長から説明をいただいたのは12ページの野洲川の話はそういう考えでやっていますという。

○松岡委員

はい。

○中谷委員長

11ページのほうはよろしいですか。先ほど私は聞き間違えていて、11ページの写真を見て。

○須川委員

これは言うてない。

○中谷委員長

すいません、失礼しました。勘違いです。

それでは、一旦この辺まで、ほかのテーマ。平山委員、どうぞ。

○平山委員

人と川とのつながりの4ページなんですけれども、これの指標が河川レンジャーと住民、NPOとの交流内容の回数となっていて、これに対する示している成果としては、右下にある活動回数と参加者数ということでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

人数と回数については、このグラフでお示ししているとおりです。

○平山委員

まず、活動回数を交流の内容や回数として読んでいいかどうかということもありますが、恐らく見るべきものは、河川レンジャーが交流したり介入することで、どういう声を得られたかとか、どういう行政とのつながりをしたかというところを見るべきかなと私は思うんです。ただ、それを把握しにくいということもそうなのかなという気はします。ただ、これですっと続けるのはよくないのかなと思ひまして、こういう事例があつて行政とこういうつながりができたとか、どういうところにヒアリングをすると何々に関する声を何件聞くことができたということを河川レンジャーの報告書から抜き取って取りまとめるというか、取りまとめが難しければ1例としてでも書くほうがいいかなと思います。お考えを聞かせ

ていただければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 犬丸）

レンジャーの方も実際はアンケートをとってどういうことかということも吸い上げますし、交流を受けた側のほうもどういう成果があったかということもアンケートとしてやっておりますので、そういうのをこの回数だけじゃなくて何かリンクをさせて表現できればなど思っております。まずは、わかりやすいのは回数とか人数かなということちょっと。

○平山委員

もう一点いいですか。河川レンジャーは行政と地域住民、NPOをつなぐということなので、地域住民のほうだけでなく河川レンジャーが行政にどういう声を届けたかという、行政とのつながりのほうも見て、報告書に記載したほうがいいかなと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 犬丸）

わかりました、ありがとうございました。

○中谷委員長

ありがとうございました。上田委員、どうぞ。

○上田豪委員

同じようなことなんですが、先ほど須川委員が一番最初に言われたように、進捗点検がどう進んでいるんやと。河川管理がどう進んだのか、川づくりがどう進んだのかというような観点、そういう指標というか成果を報告してほしいと。何をしたから、何をしたから、何をしたからという羅列やったら、ちょっとこの委員会そのものが。「こんなんもうちはやったで」と、「人とのつながりをこんなんしたよ、河川環境はこんなんしたよ」ということの、議会で行政はこんなんやってますと施策の報告のいうようなことを言うのと同じになってしまう。そうじゃなしに、この場は真摯に川づくりを前に進めるにはどうしようかというようなことでやっているという場やということ踏まえた上で、仕事はしんどいけれども、今、平山委員が言われたようなことも非常に必要かなと。

特に、人と川とのつながりの2ページですけれども、点野は私も行っているんですが「点野水辺づくりプロジェクト」という形で河川レンジャーもかかわっています。河川協力団体もかかわっています。一般市民も学生もかかわっています。こういうところへ集約するような格好になるわけですね。ここでは、Eボートも出しているし、カヌーも出しているし、投網も打つし、地引き網も引くし、外来種の除去もしているし、外来植物の除去、根から取るやつ、穂だけ取ったらいいやつ、植物の種に応じてそんなこともやっているし

と。そんなことで何をしようとしているかというたら、ここの川をどういうぐあいに市民がいい川と思うように、あるいは行政と一緒に管理をやっていこうやということを提案しながら前へ進めています、こういうことが非常に重要な取り組みです。

淀川本川で先ほども言いましたように、環境委員会でもいろいろやってもらって、学術的な裏づけのあるやつをやってもらっていますけれども、その場で良いとわかったことだから行政で進めようというんじゃなしに、こんなような市民が関わる場等でもう一度議論をしながら、そして、その情報を入れて進めていくことが大切かなと。、環境委員、ここは環境委員が入っていないんです。きょうは環境委員さんをここへ入れてくださいという要望もしやないかなということで、環境委員は入るよと言うてくれはるねんけど、一向にその話が来ないというようなことがあります。そういういいのをつくっていこうというような、みんな寄ってつくるようなモデルが流域のあちこちになかったらいかんのです。河川レンジャー制度に期待された成果はそういうことでもあるんですね。公園だけじゃなしに、川自身流水の部分も含めてです。だから、そこが非常に大事。

特に同じ関連で言うと、先ほど唐崎ワンドとか芥川の下流の話がありましたけれども、本川ではこれまでにあれだけたくさんワンド再生をやっているわけです。点野もするわけです。点野は全然委員さんは入ってないで唐崎とか芥川は関わっているという格好になっていると。ところが入っているのに、一方で、市民に向けては「こんなんやりますねん」ということは河川管理者から言わはるんやけど、「どうしましょう、今こんなん考えているんやけど、市民の人も意見をくださいよ」というワークショップ等市民参画の場を設けたら、結果として同じ計画ができたとしても、環境委員さんに言われて、事務所が計画したことと同じ計画になったとしても、市民と一緒につくったんやという気になれば、あとその管理やとか清掃やとかも含めて活用ですね、そういうことも含めて整備後にそこで市民の手で行われるのと違うかなと。これが川と人のつながりなんですよ。川で遊んだから川と人のつながりじゃないというところを、やっぱり日ごろから、川づくりとリンクさせながら川と人との繋がる催し等をやっていくという河川法改正の当初の機運を具現化していくことが必要なんじゃないかなと思います。

それから、同じことの中で順応的管理ということは非常に大事であって、先ほど猪名川のほうから話がありましたけれども、動いてしもうてるねんということで、僕も20年前にワイワイワンドづくりに行きました。僕はほかのところでこんな活動を始めようと思っていたから見に行ったんですよ。そのとき言われたのは「川は川がつくるもんや」と。ち

ようど河川法改正のことでみんな燃えているときで、「川は川がつくるもんや、このワンドは動くんやと、動いて当たり前や」と、「ここでとめようとするから硬いもんをつくらないかんねん」という話でしたけれど。

そのかわり当初の見通し外れ潰れたら潰れたで、「お互い出した市民の意見も、河川事務所の感覚もちょっと間違ってるな」となればいい。以前は、お互い責め合いをしたわけです。「行政が悪い」「おまえらが間違ってた」と、そうやなしに、どないしたら次の一手、よりよい解決手法を考えようかという検討の場を設けるということが非常に大事であって、その川づくりの場づくりというのが河川事務所がやる仕事やと思うんです。そこにレンジャーやとか協力団体とかが介在するという形になって、そして後の管理もその人たちがするというような、こんな形になってくると違うかなと思いますので、ぜひともこの報告一つが何をした何をしたじゃなしに、そういう部分でどう進んだのかということが非常に大事かなと思います。

長くなりましたけれども、そういうことでお願いしたいなと思います。

○中谷委員長

事務局から回答をということではないですね。

○上田豪委員

そういう方向でやりますというのをもちろたら。何かぐあいが悪いですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長 犬丸）

いや、悪くないです。おっしゃっていただいた、一緒になってつくったということで愛情が絶対出てくると思いますので、それをもって管理というほうにつなげられると思いますので、ありがとうございました。

○上田豪委員

芥川も上流にええクラブもあるわけですから一緒に。

○中谷委員長

小川委員、どうぞ。

○小川委員

小川です。今の議論というのは、たしかこれまでの委員会でも同じようなご指摘があったと思うので出し方の問題じゃないですかね。今、上田委員のご指摘されたことはいろんなところで、ピンポイントかもわかりませんが市民参画や行政と連携してということは行われているような気がするんですね。

特にイタセンパラは象徴なので、何でこの種だけ守るのという感じになるかも知りませんが、一番最初の資料－２－１の10ページを見ていただくと、イタセンパラがここ3年、まさに平成28年から30年の進捗点検のこの期間にすごく増えたグラフが出ていますが、これこそがイタセンネットという市民と行政が一緒になって取り組んできた成果だと思いません。

ただ、よく見ていただきたいのは、これは稚魚の数なんで2万匹もおったら安心やなどではなくて、これが何十分の一に減っちゃうと、それが成魚の数というふうに見てほしいんです。それにしても本当にこのイタセンネットというのは、企業もトヨタ自動車とかパナソニックとかいろんなものが入って、行政も大阪府、大阪市、旭区までが入って一緒にアイデアを出しながらやっています。ただ、これは城北の限られたワンドの中での出来事で、先ほどご指摘にあった外来魚を淀川全体で見たらどうなのという、ほんまにこのピンポイントが皆さんの力で外来魚を駆除した結果、象徴種としてのイタセンパラが復活した。すなわち、その周りに付随する在来種も大分戻ってきているんですね。そういう状況があって、それが徐々に広がりつつあるというような出し方をしていただいたらご理解いただけるのかなと。

一番冒頭に上田委員がご指摘された市民参画という形は、いろんなところで動き始めているような気がします。以上です。

○上田豪委員

ちょっと。

○中谷委員長

はい、上田委員。

○上田豪委員

今の小川委員の話は全くそのとおりで、市民参画が進んで一番最初にイタセンネットができたときのこともよく覚えています。ただ、先ほどの出し方ですけども、市民の人はこれで淀川にイタセンパラが復活しているんや、淀川がそんな川になっているんやというようなことで思ってしまったような出し方になっていると。ここはピンポイントで、極端な悪い言い方をしたら水槽で、たくさんの外来種が出やんように排除しながら、在来種が魚が増えたよというのと、極端なことを言うたら変わらない。そんなことを言ったら怒られますけれども、そんなような。

そうじゃなしに、淀川全体にそういうイタセンパラの定着がどこまで進んだんやという

ことも一緒に出さなあかんというようなこと。何々をしたというのじゃないと思うんですね。そういう意味では市民参加というのも、そういうイベント的に部分的に参加するじゃなくて、川づくりの提案にまで参加するという、そこが非常に大事なことであって、イタセンネットで蓄えた市民の力、気力、それから知識を淀川全体にどういう格好で、あそこの水辺やったらこのようにしたらええんちゃうかというようなことを、芥川のワンドでそういう川づくりの検討の場をつくっていただいて市民みんなでやると、そうするとそこに参加した人たちの川になってくるという、ここが非常に大事なことかなというぐあいに思います。あちこちでやっているというふうな出し方ではなく、あちこちでやっているんやけど参加者の直接の川づくりにつながっていないと感じます。本人らが川づくりに参画してっていない。川づくりは相変わらず行政がするもんやということにならないようお願いしたいなと思います。以上です。

○中谷委員長

ありがとうございました。ほかの委員さん、いかがでしょうか。松本委員、どうぞ。

○松本委員

ちょっと同じことになるんですけども、今おっしゃられたこと、ちょっと今は淀川流域なんですけれども、猪名川のワイワイワンドと言われていた、もちろん私もそこに参画していたんですけども、実はその後にできたワンドのときには全然声はかからなかったですね。環境委員会で多分計画を立てられて、バーンと工事をやってしまった感じで。

まず行ったときに、この工事は何をやるのという感じ。だから、やっぱり流域で活動をしている団体にとったら、そういう声がかかって最初の計画段階から参画するかどうかによって。だから、ワイワイワンドは本当に形状が変わりましたが、これはこれで「ああ、こうなるんだな」と我々の気づきにもなったし、非常にいい、企画自体は悪くなかったと思っています。

一方、この天から降ってきたみたいな、「あれ、何これ、突然始まった。いやいや、環境委員会」というのと、やっぱり地元の流域住民にとって大きな感覚の違いということはずいぶん知っておいていただければと思います。

○中谷委員長

ありがとうございました。大分意見を聞いてきましたが、ほかにはいかがでしょうか。

ちょっと時間のこともありますので、すみません。そうしましたら「人と川とのつながり」「河川環境」はここまでにさせていただきます。

ただ、今も委員さんからお話が出ていましたように、多分全部つながっている話やと思いますので、その辺、進捗点検というのはこういう結果なんでしょうけれども、平山委員からもあったように河川レンジャーの活動、地域にどういう影響を及ぼしているかとか、そういうこともあり、その中にほかの委員さんから出た例えばヨシを植えることであるとか、イタセンパラがどうかとか、その辺がずっとつながっていると思いますので、それを分解していくと個々の施策になって、指標がこれやということになるんですけども、川は全部を含めたことなので、またその辺の出し方といいますか、そこら辺もまたいろいろ皆さんの意見も聞きながら工夫をしてということをおもっております。

次は、「治水・防災」「利水」「利用」「維持管理」、この4つの点に関してまとめて説明をお願いしますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

資料－2－4をご覧ください。治水・防災からご説明をいたします。

資料をめくっていただきまして5ページをご覧ください。ここでは「破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立」ということで「ハザードマップの作成内容・フォローアップ」ということを挙げさせていただいております。

先ほども、浸水想定区域を想定最大規模のものに加えて公表したということをご説明いたしました。ここでは、想定災害規模の新たに公表した浸水想定区域に基づいて新しく自治体のほうでもハザードマップを更新されておりますので、そのことについてご紹介をさせていただきます。

結果として、その下を見ていただきますと、5ページの右下のところに淀川流域では51の市町村がございますけれども、そのうちここに挙げております大阪市から川西市まで26ございますけれども、26の自治体において想定最大の浸水想定区域を対象としたハザードマップに更新がなされているという状況でございます。

続いて、資料の7ページをご覧ください。こちらでは「破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立」といたしまして、マスメディア等との情報共有とか情報伝達体制などのご紹介をさせていただきます。

左下のほうに写真をつけておりますけれども、危機管理型の水位計ということで、普通一般的につけております水位観測計よりもかなり簡易な形で水位を測定するセンサーと、そこから電波でその測定した水位情報を集約するといったものをあちこちに複数整備をすることを今進めているところでございます。ネットでこの情報を公開してございますけれ

ども、綿密に細かい、家の近いところはどこかということを知りやすくするために地図上で幾つも危機管理型の水位計を見られるようになることで、より主体的に避難行動をとっていただくことができるようになるのではないかと考えているところでございます。

右の上のほうでは、洪水情報の緊急速報メールで配信ということで、これも平成29年度より洪水情報に関するものを河川事務所と気象庁とが合同で洪水予報として発表して、それに該当する自治体を対象といたしましてプッシュ型のメールで配信をさせていただくというこの取り組みを始めているところでございます。

また、先ほど水害に強い地域づくり協議会というものもご紹介いたしましたけれども、7ページの右の下の写真にありますように、その協議会を構成する河川管理者と自治体の担当者が実際に危険な箇所とか堤防の状況を共同で点検をするといったことも継続的に実施をしているところでございます。

8ページ目をご覧ください。こちらの左のほうでは要配慮者利用施設における避難確保計画の作成についても支援をしているところでございます。平成28年に東北地方で要配慮者施設で複数の方が被災されたということを踏まえて、この要配慮者利用施設においても避難確保計画を作成することが位置づけられております。それにつきまして、ここでは八幡市さんの例をつけておりますけれども、八幡市さんのほうからこの計画の作成に当たって、ちょっと力をかしてほしいという依頼を受けまして、実際に浸水情報とか浸水リスクをどういったように活用して計画をつくれればいいのかということについて、淀川河川事務所で支援をさせていただきました。八幡市においては要配慮者利用施設における避難確保が全ての施設で作成をされたというふうに伺っているところでございます。

9ページをご覧ください。ここからはハードのほうで、堤防の強化対策の進捗状況でございます。

まず、10ページに位置図をつけておりますけれども、ここでは計画高水以下の水位で堤防の中に水が浸透することに対して堤防を強化しているところの状況でございます。対策延長30km強のところに対しまして、現時点で28.6kmの整備が終わっているということで、この図面の中で黒く塗っているところが対策の必要な箇所に対して整備が終わった部分でございます。この赤いところにつきまして、まだ安全度が低いところが残っているということで、こちらについて引き続き整備をしているというところでございます。

続いて、11ページ目をご覧ください。こちらのほうは氾濫をした後、堤防の上を水が超えてあふれた際に、この右下のほうに図をつけておりますけれども、氾濫した水が堤防の

街側のほうの法尻を洗って行って、そこから堤防が崩れていくというふうな事象を、できるだけ壊れないように時間を引き延ばそうということで、堤防の構造を工夫することを行っています。堤防が壊れるまでの時間を稼いで避難をするための時間をできるだけとろうということの目的で進めているところでございます。

図につけておりますように、赤い部分が平成28年から30年までに実施をした部分でございまして、例えば右岸側の0.41kmと書いていますけれども、こういった太い線で描いている部分については、堤防の天端をアスファルトで舗装するなどして崩れにくくするという工夫をしているところでございます。それに対して左岸側の2.9kmと書いておりますけれども、こういった細い二重線で描いているところにつきましては、先ほどご説明をしたような堤防の上を超えた際に裏法尻が壊れにくくするように、法尻にブロックを敷いている部分でございます。こちらのほうは、まだかなり区間が残っておりますので、これから引き続き実施をしていく必要があるということでございます。

同じく時間を引き延ばすほうの対策について、宇治川の状況が12ページにつけてございまして、宇治川につきましては必要な区間についての整備が全て完了しているというところでございます。

資料をめぐっていただきまして、13ページの右の上のほうに野洲川の整備状況をつけてございます。この13ページのほうは堤防に水が浸透するものに対して壊れにくくするための堤防強化の状況でございまして、赤く塗った部分が平成28年度から30年度までに整備が進んできた部分で、グレーに塗っているところはもう既に整備が終わってございます。ですから、野洲川につきましては右岸側の4km付近、緑色が残っている部分、あとこの部分の整備を残すところというところで、かなり進捗が進んでいるという状況でございます。

14ページのほうが、野洲川における堤防が壊れるまでの時間を稼ぐための対策の状況でございます。堤防天端の舗装については、こちらはございません。堤防裏法尻の補強を赤く塗った部分でこれまでの間に既に整備が終わってございます。残り、この緑色の部分についての裏法尻の補強をこれから進めていく必要がございます。

資料をめぐっていただきまして、16ページ目、こちらが川の流下能力を増大させる方策の進捗状況でございます。図のほうを見ていただきますとわかりますように、上のほうでは天ヶ瀬ダムの再開発事業の進捗状況をつけてございます。平成28年度から30年度の間につきましても、トンネル式放流設備の建設を鋭意進捗してございます。令和3年度に完成することを目標に現在整備を進めているところでございます。

その右下のほうでは、瀬田川の河道掘削の進捗状況をつけてございまして、こちらは高い部分、赤く塗った部分、右岸側の部分で掘削を行ってございます。残りは、この緑色に塗った部分で、瀬田川洗堰から下流区間で一部の残っております。こちらにつきましても令和2年度の完成を目指して整備を進めているというところでございます。

続きまして、18ページ目をご覧ください。こちらは既存ダムの効果についての説明でございまして、これは平成29年の台風21号の、先ほど洗堰の全閉操作についてのご説明をもとの資料で説明いたしましたが、ここでは天ヶ瀬ダムの洪水調節によって下流の水位の低減を行ったという部分についてご説明をしております。結果のところにつけておりますように、宇治川の槇尾山の地点におきまして30cm程度、水位を低減させる効果があったということを確認しているところでございます。

治水・防災については以上でございまして。

続きまして、利水のほうのご説明をさせていただきます。

資料-2-5の4ページ目をご覧ください。ここでは新規水源の確保ということで、川上ダムと天ヶ瀬ダム再開発事業により水源の確保をするものについての進捗状況を掲載してございます。この右上のほうを見ていただきますと、まず川上ダムでございましてけれども、ダムの本体建設工事に着手をしております、この資料作成時点では本体基礎掘削が完了というふうに書いてございます。9月からは堤体のコンクリート打設を行っております、つい先週は定礎式を行ったところでございます。その下、天ヶ瀬ダム再開発事業につきましても先ほど来ご説明をしておりますが、進捗率といたしましてはトンネル式放流設備が8割進んできたというところでございます。

次の5ページをご覧ください。こちらは「渇水調整の円滑化に向けた取り組み」ということで、平成27年から淀川水系で水を取水されております利水者様と意見交換を行っているところでございます。平成30年度につきましても、気候変動によって渇水リスクが増すのではないかということの影響についての検討を行っております、その内容について利水者様に情報共有をさせていただいて、今後必要な水を確保するための対策についての検討を進めていこうということの取り組みを行っているところでございます。

続きまして、資料-2-6「利用」の説明をさせていただきます。

めくっていただきまして2ページ、こちらは舟運の取り組み内容ということで、冒頭の資料でもございましたけれども、平成29年から天満橋から枚方をつなぐ民間事業者による定期運航が開始されたところでございます。私どもとしましては、例えば船着場のサイン

を設けたりとか、河川公園の中にも船着場に誘導するための舗装上にこういったサインを設置したりしております。また、さらに利便性を向上するために「枚方船着場」と屋根に書いた待合テントの設置などを行って利便性の向上を図っていると。

さらに、その下にありますのは十三のあたりから河口のほう、このときはUSJまで行きましたけれども、今後、万博の会場に向けて淀川下流部のほうで航路として実際実現するかどうかについて行政機関による試乗会を行って、その検討を進めているというところのご紹介でございます。

4ページ目、こちらは川の安全利用施策の実施ということで、安全利用点検ですとか水難事故防止に向けた取り組み内容をご紹介します。左下に挙げておりますように、水難事故防止の取り組みといたしましては、河川レンジャーの方にもご協力をいただいてライフジャケットの着用指導とか、あとは着衣水泳とか、そういったことについても実施をしているところでございます。

右のほうでは、淀川における高水敷の陥没の点検と、その後の対策。その下では琵琶湖河川事務所管内で水難事故がよく発生をしております野洲川の落差工付近での巡視とか声かけを行っている状況をご説明しているところでございます。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。ここでは「川らしい利用の促進」ということで河川保全利用に関する取り組み内容を設けております。河川区域の公園など占用施設につきましては、占用の更新のタイミングに合わせて許可に際して河川保全利用委員会における学識者からの助言を得て、それを施設管理者に伝えることで環境改善を行っているということを行ってございます。

6ページ目が淀川河川事務所管内の状況ですけれども、ここではこういった図につけておりますように、淀川で4件、宇治川で4件の更新が平成30年度にございまして、審議いただいた結果、右の一番下を書いておりますけれども、委員の方々からは草地を積極的に環境学習に利用することですとか、例えば外来種に関する看板を設置してはどうかといった施設管理者に対しての改善とか指導のコメントをいただいて、それを施設管理者のほうに伝えさせていただいているということを行っております。

7ページ目が琵琶湖河川事務所管内における保全利用委員会の取り組みでございまして、こちらでも平成30年に守山市さんが占用されております野洲川改修記念公園において、近年はゲートボール場の利用者が減ってきたということで、ゲートボール場として利用するものから多目的広場ということで再整備をするといった見直しが行われたということでご

ざいます。

続きまして、9ページをご覧ください。こちらが「憩い、安らげる河川の整備」ということで水辺の整備内容ということになってございます。

左のほうで「淀川アーバンキャンプ」と書いてございますけれども、淀川の十三のあたりで河川敷の空間を活用する社会実験を商工会議所などと合同で行ってございます。都市部で、そのすぐ横に自然を楽しめる河川空間があるということで、例えばここに写真をつけておりますようなキャンプとかバーベキューなどをさせていただいて、川の魅力を知っていただくというふうな取り組みをさせていただいているところでございます。

利用につきましては以上でございます。

続きまして、資料-2-7の維持管理の説明に移らせていただきます。

2ページをご覧ください。ここでは堤防等の施設の機能を維持するための適切な維持管理ということでございます。左のほうから施設の点検状況としてつけておりますけれども、瀬田川洗堰のゲートの点検状況ですとか、毛馬水門での施設の点検状況をつけております。点検した結果は冒頭の資料にもありましたように点検結果として公表をしておりますが、その右のグラフにつけておりますように、まず淀川河川事務所では要監視段階のものがこれだけあって、そのうち予防保全段階のこの水防につきましては対策が望ましいということで、今後、順次補修を行っていくという状況でございます。

その右側の琵琶湖河川事務所につきましては、要監視段階のみでございまして、予防保全段階のものはなかったということでございます。その予防保全段階のものとして、修繕を行った内容の例をその下に補修状況としてつけておりますけれども、こちらは毛馬水門の門柱における鉄筋の露出状況でございます。右側の写真のほうを見ていただきますと、門柱のコンクリートの一部がはがれ落ちて中の鉄筋が出ておると。かなり腐食が進んでいるということで、この防食処理を行いまして、その上にコンクリートの補修を行っているという状況でございます。

その下の文字でつけておりますけれども、天ヶ瀬ダムにつきましては平成28年度から30年度におきましては、ダムの安全性機能への影響がある変状については、確認はされていないということでございます。

続きまして3ページ目では、その維持管理におけるコスト縮減策のご紹介でございます。

左のほうは淀川河川事務所でございますけれども、これは事務所のすぐ裏の堤防の天端のところ除草のコスト縮減のためヤギをお借りしてきまして、一部囲ってこの部分の草

を刈るかわりにヤギに食べさせるといったことも行っているところでございます。

右のほうは琵琶湖河川事務所の取り組みといたしまして、刈った草を堆肥にいたしまして、それを一般の方々に配布をさせていただくという取り組みをしているところでございます。

4ページ目をご覧ください。こちらはダム機能の維持内容ということでございます。天ヶ瀬ダムの堆砂状況でございますけれども、左のグラフにつけておりますように、横軸はダム設置以降の年次をとっております、縦軸に堆砂量をとっております。全部の堆砂量をオレンジ色で描いておりますけれども、計画堆砂量、100年でおおよそ想定される堆砂量として600万 m^3 を想定しているものに対して、現時点で8割強堆砂が進んでいると。さらに、その下に黄色い棒グラフに描いておりますように有効貯水容量内の堆砂も進んでいるということでございまして、その堆砂の形状につきましては右の上のグラフにつけておりますけれども、これはダムから右に行くに従ってダム上流区間に向かっていくような形になっておりまして、この一部分、例えば洪水貯留準備水位72mと書いてありますけれども、この部分にかかっているようなところでも堆砂が始まっていると。

この旧大峰堰堤という昔発電のダムがあったものが残されておりますけれども、その部分までかなり土砂が堆積しているような状況になっておりまして、その堆砂の進行によってダムの堤体のほうにも土砂の堆積が進んできているような状況になっております。それに対してまして、下の写真につけておりますように平成28年度より年間2万 m^3 程度ずつの掘削を継続的に行って貯水池の有効貯水容量の確保を図っているという状況でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。河道内の樹木の伐採状況ということで、6ページ目が淀川河川事務所管内の状況でございます。左の下の方に淀川の図をつけておりますけれども、この図の中で青く塗っている部分、28kmから30kmのちょっと下流ぐらいまで、このあたりが平成29年度に実施した箇所。オレンジ色部分が平成30年度に実施をした箇所ということでございまして、右のほうに伐採前と伐採後の状況をつけてございます。また、伐採した樹木につきましては、出張所などで一旦仮置きをいたしまして、無償で提供させていただいて処分コストの低減を図っているというところでございます。

7ページ目のほうでは、琵琶湖河川事務所管内の取り組み状況でございまして、図につけております赤く塗った部分、稻荷大橋から服部大橋の部分、あと上流の12km付近で平成28年度から30年度の間樹木伐採を行ってございます。そのほかの部分につきましても、

計画的に順次伐採を行っていく計画でございます。

琵琶湖河川事務所におきましては、公募伐採というものを行っておまして、淀川河川事務所では伐った木を配布しているというご説明をいたしました。琵琶湖河川事務所では木を伐ることに参画していただく方を募集しているところでございます。応募された方の状況をグラフにつけておりますけれども、平成30年度では18名の方々がこの木を伐ることに参加をされたということでコストの縮減につながっているのではないかと考えてございます。

説明は以上でございます。

○中谷委員長

ありがとうございました。4つの分野の説明をいただきました。

どこからでも結構です、委員の皆様、質問、ご意見等ありましたらどうぞ。

見ていただいている間に、防災面の話なんですけれども、水位計とかをつけるという話がありまして、関連して前々からちょっとお出会いするときには言っているんですけれども、例えば今カメラの台数も結構増えていると思いますし、堤内地にお住まいの方も多分見られることが多いと思うんですが、その目印となるところ、例えば川の水の流れるほうにはちゃんと赤白の模様がついたスタッフ的な標尺があるんですけれども、カメラが見られるようなところであれば、前に木津川やったかな、一回案内してもらったところに、ちょうど堤内側にも階段がついていて、そこやったら赤白のペンキを塗れるやんと思って見ていたんです。要はリアルタイムで川の水面を見ていたときに、住んでいるほうから見ると実はどの辺に水があるんやみたいなことがわかると、一つ、危機感を醸成と言うと変な言い方ですけども、モニターできていてそういうこともありかなと。そのためにいっぱいカメラをつけて回る必要はないんですけれども、もしできる範囲であれば、例えばそれで水位計のところは消防団、水防団が見たりできるわけですし、そういうところもちょっと工夫していただくのもいいかなと思っています。

あと一つは、今そういう水位計のデータなりがありますと、みんなが見に行ったときに、要は回線の太さと言いますか、その辺がどういう対応をされていくのかというようなこともあり、すみません、ちょっとチャイムが鳴っていますけれども少し延長をさせていただきます、よろしく申し上げます。

それとともに今はデジタル放送になっていて、NHKあたりでもレーダー雨量とかをずっと出したりするんですけれども、その辺と調整をして地元の協議会なりがあるのであれば、

何かそういうところのデータもうまくテレビ画面に出すような調整を今後していくとか、そういうこともありかなと思っておりますので、参考意見として聞いておいていただければと思います。

今ほど説明していただいたパートで委員の皆様から何かありませんでしょうか。

多田委員、どうぞ。

○多田委員

多田です。治水・防災のところなんですけど、一番初めの資料－２－１でもご説明をいただいたんですけども、ちょうど天ヶ瀬ダムの放流のときに以前までは日本語放送やったんですけども、今は多言語で放送を流していただく。周辺の観光客を中心とした従事者等については非常に助かっているというようなところと、この多言語放送というのは聞くところによると何か国内初やったというようなところなんです。

ちょっと質問をさせてもらいたいのは、ほかの地域で今後そういうような観光客向け、要は多言語放送というふうなことを今後やられていくような箇所があるのか。まあ観光地やからというのもあるんですけども。

もう一つは、防災のほうで19ページ、20ページあたりで陸閘が閉まるというようなところが、今後潮位が上がってというようなときに、先ほどと同じように多言語の問題というようなところで、できるだけ今後、来年のマスターズであり、今後の万博でありというので年々海外の人が非常に増えている中で、今後の対策の一つとして外国人さん向けの表現の仕方の準備です、やってくださいというよりも、そういうときにどうしたら対応できるかなというような準備も今からされておく、もしくは組み込んでいただければ、来られた方に対してのおもてなしの一つになるんじゃないかなと思って、ちょっと、ひとつ、お願いをさせていただきました。以上です。

○中谷委員長

事務局から、ほかにもあるのかというようなこともお尋ねでしたし。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 成宮）

淀川ダム統管の成宮でございます。ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように天ヶ瀬ダムについては宇治市が京都の中でも有数の観光地ということで、最近インバウンドがすごく増えているということがあって、安全・安心の確保ということで多言語でということで、地域限定ですけれども塔の島の周辺のところだけ外国語放送で放流警報を鳴らすという取り組みを平成30年の春からさせてもらっています。その時点では全国初

だったということで新聞報道もしていただいています、ちょっと今の時点でどれぐらい出ているかデータがないのでわかりません。

これからの取り組みなんですけれども、放流警報にかかわらずダムに関する情報ですとか、今結構インバウンドも含めてダム施設の施設を見に来ていただいたりしている中で、どうしても日本語の表記で日本人向けの内容でしか説明がされていなくて、先日も多田委員のところでお世話になりながら外国の方をご案内した中でもそういうご意見をいただいています。ちょっと全国的にもお話が出ているんですけれども、外国語も含めたサインですとか、そういうものを少し工夫していったらどうかなということで、試行的にちょっとやりかけているといったところでございますので、また今後、状況の変化等がありましたら、こういった場の中でご紹介させていただきたいなと思います。

きょうのところは、すみません、全体の把握はできていません。申しわけありません。

○中谷委員長

ということよろしいですか。

○多田委員

はい。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょうか。須川委員、どうぞ。

○須川委員

同じことを前からちょっと気になっていまして。総括的にですけれども、人と川のつながりの11ページのところに、想定浸水深というマークがあって、ここにQRコードがあって、しかもちゃんと英語で表示してあって、要するに今までこういう場所は点だったのが線にして、さらに面に広げていく。しかも外国の方にもわかるように。だから、このQRコードの先には英文表記とかほかの言葉があるのかなのか、やっぱりそういう姿勢がちょっと、ひとつ重要ななと思います。

先ほどの多田委員が言われたところ、やっぱり要配慮者もそうだし、外国の方を配慮するというのも基本姿勢は一緒なんですね。特に今年の台風状況を見ていたら、温暖化で今までは地域限定で被害が起こっていたのに、広域的に何が起こるかわからない状況に、今年を見ていたら特にそう感じましたので、やっぱり結果としてどうやったかとすぐ問われるわけですね。だから、要配慮者をちゃんとやってよかったとか、外国の方は右往左往せんで済んだとか、もう待たなしになっているということをひしひしと最近、特に今

年感じましたので、できるところからしかしようがないとは思いますが、まずやっ
ていただけたらと思います。以上です。

○中谷委員長

平山委員。

○平山委員

治水・防災に関するところで、防災意識だとか水害に強い地域づくりの事業による、ど
の程度防災意識が高まったかとか、地域づくりが活かされたかということを確認する必要
があるのかなと思うんです。確認できるかなと思う一つの例としてなんですけれども、例
えば豪雨などときに市町の行政から避難の指示・勧告をどの地域を対象に、何人を対象に
出したかというのは市町が把握していると思うんです。それに対して、どれだけ避難した
かですとか、地域防災組織が何をしたかということを見られないかなと思ひまして。もち
ろん国の事業の成果として見るというよりは、それぞれの市町のほうで把握されているこ
とを取りまとめるということになるかと思ひます。こういう意識が高まったかどうかとい
うのは見にくいというのを承知しつつも、その事業に対してどれだけの効果があったのか
ということを見る努力をしたほうがいいかなと思ひました。もし何かお考えがあればお願
いします。

○中谷委員長

事務局、いかがでしょうか。

考えてもらっている間に今のお話なんですけれども、例えば協議会なりを県市町と開催
されておりますけれども、多分その市町だって川の沿川で出てきていることがあるんやけ
れども、やっぱり町の中でも重点にすべきところと、そうでないところはあると思うん
です。だから、何か広く一般にここは危ない、危ないと言うよりは、ここは具体的にこれだ
け危ないですよというレベルもあわせて広報していく必要もあるんじゃないかと。

それと、ニュースとかで見えていますと避難準備、避難勧告、避難指示とか、例えば何万
人というオーダーで出ているんですけれども、ほんまにそれだけの人数をどうしたらええ
のか的のところまで考えた上で出てないんじゃないかというような段階かと。ちょっと、
ややこしい言い方になりましたけれども。多分、市町、その中のまた地域単位の自治会な
り、そういう細かい単位、多分そこで線を引いてもやっぱり浸水区域はその線で途切れ
るわけではないので連続しますけれども。言いたいのは、やっぱり危なさのレベルがあっ
て、それなりのことを言わないとなかなか実感として伝わらない面もあるんじゃないかと

というようなことも思っています。

そういうところで、先ほどの平山委員のことにしてお話はどうでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長 橋爪）

今ご指摘をいただいた提案は、まさにそのとおりということとところがありまして、我々もちょっと危機感を伝えるような努力ということで、こういうことをしていますというところはご紹介をさせていただいている状況なんですけれども、おっしゃるとおりそれが実際にどういう効果があったのかというところの把握まではなかなかできていないというのは課題の一つだなどは認識しています。

ご指摘いただいたとおり、避難率とかを集計されているところがあったりします、それも一つだと思いますし、例えば出水の後にアンケートをとってみるとか、そういうこともやり方としてはあるかもしれません。ちょっと今まだ具体的にこういうことをやっていますというアイデアはまだありませんけれども、できる限りそういう効果の把握にもこれから努めていきたいと思っていますので、そこは検討してまいりたいと思います。

○平山委員

一つ、追加でいいですか。

○中谷委員長

はい。

○平山委員

すべからく公平に全部データを集めるというのは難しいと思うんです。そうするのを目標にしつつも、こういうふうにやってみましたというふうになんか少しでも出していくことができればいいかなと思っています。以上です。

○中谷委員長

ほかに委員さん、いかがでしょうか。志藤さん。

○志藤副委員長

防災のところの8ページのところで、八幡市が非常にいい取り組みをしていただいている、この数年間非常に気がかりだったところが一歩進んだんだなということをきょう改めて認識しました。

これは国交省と当該自治体、八幡市さんの事業所さんで取り組まはったということなんですけれども、この観点、全体像のところにも出ていますように、いかに広げていくのかというところが一つの重要なテーマでありますので、僕もこの要配慮者の利用施設の関係

の方々につき合いが多いんですけれども、どういうふうにつくったらいいのかとか、どういうふうに分たちの具体的なところと照らし合わせて、いわゆる実効的な内容をつくれるのかというあたりについては、やっぱりかなり苦慮されているところがありますので、できればここで培われたノウハウ等を八幡市さんからほかの自治体のところにも広げていけるように、何らかの協力体制というのを組めないかなというふうにも思ったりもしているんですけれども、これは八幡市さんのほうからオファーがあつて行かれたということなんでしょうね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

はい、そうです。

○志藤副委員長

ほかの自治体さんのところからもオファーをどんどんとれるような体制というのは何かできないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

平成30年度は八幡市さんからお声かけがあつて対応させていただいたんですけれども、その状況をご覧になって京都府さんからお声かけをいただいているというように聞いています。ですから今後、府下の施設の管理者さんに対して同じようなことをこれから支援をさせていただくことになっていこうかと思えます。

○中谷委員長

松本さん。

○松本委員

すみません、何か初歩的な質問で申しわけないんですけれども、その進捗状況の「進捗有り」「進捗無し」、それ以外に「該当無し」という項目がございますよね。これは、この平成28年度から30年度については計画の中に載っていないので該当なしという意味でよろしいんですよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

例えば、17番の土砂対策につきましては、今回対象とする河川においては該当がないということがございます。例えば、木津川上流のほうの砂防などにつきましては、ここで砂防堰堤とかを整備する予定はございますので、木津川のところでは進捗状況のご説明はそういうことになります。

○松本委員

わかりました。

○中谷委員長

上田委員、どうぞ。

○上田豪委員

治水・防災の6ページですが、水防協力団体ということで幾つか挙がっています。これは水防協力団体制度は改正されたらしいですけれども、以前はもう10年程前に3つしかないんやということで、水防協力団体のこれは他県の方から嘆きの言葉をよくいただいていたんです。こんなたくさんできてきているというのは、非常にありがたいなというぐあいに思います。

ただ、これを見ていたらイオンさんとかゴルフ場とかいうようなことで、災害が起こった後のヤードで使えたり、あるいは避難場所でつなげたりということで、水防やったらこれは使われないですけれども、ヤードとかいろんなことでここでそういうことに協力するよという話やと思いますし、イオンとかは食料も含めたいろんなことの協力、あるいは高いところへ逃げるといようなことも含めてということやと思うんですけれども。

そういうイオンみたいな形であれば、今あちらこちらにコンビニなどがたくさんあると思いますけれども、こんなようなところにも災害の後のときの協力体制ということでどんどん協力団体をつくって行って、これも先ほど言いました市民参加と一緒にですね。企業の市民参加ということ。

それから、もう一点は建設業者さんです。よそでは事例があると思うんですけれども、建設業者さんが災害が起こったときに水防団なんかと一緒に一肌脱ぐよというように、やっぱりそれも指定していったらいいかなというぐあいに思います。今年も私はちょっと参加させてもらいましたけれども、業者さんに功労者表彰とかされているわけですから、そういうときには災害の時に協力せよというようにこの制度を、この近畿で拡大されていかれたらいいかなと僕は思います。

それから、もう一つは、業者とそういうコンビニと、それからもう一点は市民団体ですけれども、例えば私がかかわっているところでは水没ドアの簡易キッドをつくって、30cm たまったらこんなにしんどいんやでと。車から逃げられへんし、外へも出られないよというように体験してもらったり、あるいは30cm浸かって、濁った水の中にごみがいろいろ、障害物があれば棒を持って歩かないと歩かれへんでと。そのためにこれぐらい危険やから、早めに逃げてくださいよ、あるいは上に逃げてくださいよということの啓発活動

をしているわけですが、そういうのは今の河川環境の団体でやったりしているわけ
です。そういうことを専門にやるようなNPOがあれば、水防協力団体として認定するとい
うような形で、どんどん市民参加をそういう形で進めていったらいいかなと。今、河川レ
ンジャーの一部で、河川レンジャー個人でそんなことをやっているけれども、団体として
そういうことにかかわる人を増やしていくということも、広がりを持たすという意味で非
常に大事かなと思いますので、検討をしていただきたいなと思います。以上です。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

委員長、すみません、1点だけ。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

先ほどの上田委員のご指摘の中で、イオン枚方店が食料などの提供をという話があった
んですけれども、ここにちょっと書いてございますように情報発信と普及啓発活動という
ことで、今お話があったような食料の提供とかについては、まだそういったご協力という
面ではございませんので、ちょっとその点をご説明をさせていただきました。

○上田豪委員

もう一步踏み込んでいただいたら、そういう方向になるように。

○中谷委員長

そうですね、ぜひ水防団が頑張ったときには何かいただけるみたいな話があると、すい
ません。

平山委員、どうぞ。

○平山委員

質問なんですけれども、利用の4ページ目で右下ほどに2つ赤と青のグラフがありまし
て、右側なんですけれども琵琶湖河川事務所の点検結果について、14カ所補修が必要で、
10カ所しか補修してなくて、残り4カ所はどういう状況なんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 堀田）

すみません、ちょっと確認をさせてください。

○平山委員

はい。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょうか。

こちらから多田委員に言うのも変なんですけれども、塔の島の改修が終わりまして、相変わらずウッティー君の活躍の場があるんですけれども、何か変化とかはどうですか。すみません、いきなり言っちゃって。

○多田委員

河床掘削をしていただいたというのもあるんですけれども、ちょっと流れが多少変わったというところで流速が速くなった。水位は同じなんですけれども、流速が速くなったりとかいうので、今年はまた夏場、鵜飼の営業も半分ほどしかできていないんです。ただ、これは宇治川だけではなくて、嵐山の鵜飼もそうですし、全国11カ所の鵜飼の地域もやはり営業日数が少なかったというのがあるって、うちだけではないというのがあるんですけれども、やっぱりその川に慣れていかなあかんのかなというような考え方と、工事の関係で川が変わったねという意見と賛否いろいろ出ているのが現状です。

今後の部分についても、いろいろと河川事務所さんと宇治川改修委員会というのがございまして、そちらのほうで工事完了はしたけれども、あとのメンテナンスではないんですけれども、フォロー的な部分については地元の人がお話をいろいろしたいなというようなことがあって、鵜飼の営業だけにかかわらずなんですけれども、ちょうど右岸側と左岸側に両世界遺産があって、増水になると宇治橋以外で周遊というのが、どっちかといったら同じ世界遺産でも平等院のほうが人が多いんで、反対の対岸のお客さんが渡れないというような利害関係とかが出てくるんですけれども。自然のもので、水相手ですからというような話では理解をしているのが現状ですね。

○中谷委員長

ありがとうございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 堀田）

よろしいでしょうか。先ほどのご質問で14カ所の補修必要箇所に対して、10カ所の残り4カ所はどうなっているのという話ですけれども、ざくっと言ってしまうと緊急性を要しないようなもの。例えばどういうものかといいますと、本当は柵があるんですけれども、その柵が一部ない箇所があったとしても、例えば転落防止という観点からすると段差がほとんどないので、ここはちょっと経過観察をしようというようなものですか。その

ほか公園の整備がされて占用されているようなところで、車どめが破損しているようなところで占用者のほうにお願いしなければいけないというようなものがこの4カ所になっています。

○平山委員

危ないままでそのままにしているのかなというふうに、このグラフから見えたのでお尋ねしました。ありがとうございました。

○中谷委員長

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

中身は大変広範にわたり多かったですけれども、時間の都合もありいろいろご意見を伺いましたが、また不足というようなところがありましたら、いつでも整備局さんのほうへメールなり届けていただいてということにさせていただいて、一旦ここで議論は閉じさせていただきます。

それでは、地域委員会では一般傍聴の方からのご発言の時間を設けることになっていまして、予定の時間よりはかなり遅いんですけれども、もしご希望の方がおられましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、私の役目はここまでとさせていただいて、委員の皆さんからそれぞれご意見が出ましたし、指標なりを設けて点検をしているということなんですけれども、委員の意見を踏まえて指標なりを工夫させていただいて、治水事業なんかでもやっぱりお金を使って物を整備していく、それはそれでそれを目的にしてやっているんですけれども、その事業の結果、何が幸せになるかというのを、指標を工夫することによってやっていただいている方もその効果がより見やすくなるのかなというような気もしますし、また引き続き議論も踏まえ整備のほうも頑張ってくださいということでよろしく願いをしまして、私の役目はここまでとさせていただきます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

中谷委員長、ありがとうございました。

3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

では、閉会に当たりまして河川調査官から一言ご挨拶を申します。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 山本）

河川調査官の山本でございます。本日は長時間にわたりご議論いただきまして、どうも

ありがとうございます。議論の中でいろいろと委員の皆様からご意見を伺っております。すぐに対応できるもの、なかなかちょっと対応は難しいもの、いろいろあるかと思います。また、河川管理者だけで対応できるもの、あるいは流域の自治体、あるいは地元の方とも協議が必要なものがございます。その中で、できるだけ次回のときには対応して、ご意見をいただいたものに応えられるような形で進めていきたいと思っておりますので、また、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田）

本日の議事録ですけれども、事務局でまとめて、またご確認をさせていただいた後、ホームページで公開させていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

[午後 5時42分 閉会]